真の分権型社会の実現による都市自治の確立等 に関する提言

基礎自治体を重視した真の分権型社会を実現するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 真の分権型社会の実現について

(1)都市自治体が自主的かつ自立的な行財政運営が行えるよう、真の分権型社会の 実現のための改革を積極的に推進するとともに、地方が将来にわたって安定した 行財政運営を行うことができるよう、基礎自治体の意見を十分に尊重した改革を 行うこと。

また、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係 法律の整備に関する法律案」(第2次一括法案)の早期成立を図るとともに、基 礎自治体が地域の総合的な行政主体としての役割を主体的に果たせるよう、地方 自治体に関する法令の規定を大枠化するなど、自由度の高い制度を早期に構築す ること。

(2) 基礎自治体優先の原則、補完性・近接性の原理に基づき、国・都道府県・市町村の役割分担の明確化を図るとともに、第2次一括法案に盛り込まれた事項にとどまることなく、地方分権改革推進委員会の勧告を上回る基礎自治体への権限移譲を行うこと。

また、都市自治体への権限移譲に当たっては、都市自治体が住民に身近な事務事業や地域の実情にあった特色あるまちづくりを地域において総合的・一体的に遂行できるよう、包括的に移譲するとともに、税源移譲等による適切かつ確実な財政措置を講じること。

- (3) 都市自治体の自主性・自立性の強化と条例制定権の拡大を図るため、第1次一括法及び第2次一括法案に盛り込まれた事項にとどまることなく、地方分権改革推進委員会の勧告に沿って、廃止を原則とした義務付け・枠付けの見直しを行うこと。
- (4) 国と地方の二重行政を解消する見地等から、国の出先機関の見直し等について 検討を進めること。

なお、検討に当たっては、広域的災害対策等についても十分議論するとともに、指定都市の区域内の事務権限については、指定都市に一元的に直接移譲すること。

(5) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本として、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5:5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡大するとともに、税源の偏在が少なく税収が安定している地方消費税を拡充すること。

また、地方交付税の法定率の引上げ等により恒常的な地方交付税の財源不足の 解消を図るとともに、「地方交付税」を特会直入とする「地方共有税」を創設す ること。

(6) 地方自治体の裁量権及び条例制定権等の拡大を図るため、地方自治法については、都市自治体の意見を十分踏まえ、地方自治体の組織・運営等に関する規定は 大枠にとどめることを基本として、抜本的に改正すること。

また、「特別自治市(仮称)」を含め、新たな大都市制度について検討すること。

(7) 地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画・立案、実施に際しては、「国と地方の協議の場」において、国と地方が真に対等・協力のもとに十分協議し、地方からの意見を制度設計等に的確に反映すること。

また、国はあらかじめ十分な時間的余裕をもって提案を行うとともに、具体的な事項の協議に当たっては、国と地方とが真に実効ある協議を行うため、分科会や各府省と地方との協議等の積極的な活用を図り、事前に十分検討を深めること。

(8) 社会保障と税に関わる番号制度や地方公務員の労使関係制度等、新たな制度創設や制度改正を行うに当たっては、国と地方の協議の場など、事前に地方公共団体と十分協議するとともに、地方への速やかな情報提供等を行うほか、十分な準備期間を設けること。

また、システム改修等の準備経費を含め、地方に新たな負担が生じないように すること。

- (9) 大規模災害の発生等の有事における国家機能の維持・強化を図る観点等から、 多極分散型国土の形成を促進すること。
- (10) 少子高齢化や人口減少等により、国民の負担はますます重くなっている現状において、歳出削減について国権の最高機関である国会自らが範を示すべきであることから、速やかに国会議員の定数を削減すること。

2. 広域行政について

(1) 広域行政圏計画策定要綱廃止後においても引き続き、広域行政圏における振興整備・更新事業に対して十分な支援策を講じること。

- (2) 定住自立圏構想推進要綱における定住自立圏の要件を満たさない地域に対して、 広域連携に係る積極的な支援措置を講じること。
- (3) 定住自立圏構想について、中心市の要件を地域の実情に合った弾力的なものとする等、制度の見直しを行うとともに、定住自立圏に対する支援内容及び財政措置の充実強化を図ること。
- 3. 地方議会議員年金制度の廃止に伴う公費負担について

地方議会議員年金制度の廃止に伴い急増することとなる費用については、地方交付税の不交付団体も含めて各都市自治体の財政運営に支障が生じることのないよう、国において適確な財政措置を講じること。

情報化施策の推進と地上デジタルテレビ放送移行への支援 に関する提言

すべての国民がICTを活用し、その恩恵を享受できる社会を実現するとともに、 地上デジタルテレビ放送への完全移行を円滑に実施するため、国は、次の事項につい て、適切かつ積極的な措置を講じられたい。

1. 情報化の推進

- (1)情報通信格差是正のために整備した情報通信基盤設備の維持管理について、必要な財政措置を講じること。
- (2)携帯電話不感地域の解消のため、国において、すべての国民が携帯電話不感地域において通信可能となるよう、必要な措置を講じるとともに、自治体が自ら事業主体とならず、事業者が基地局施設等を整備する場合についても国の支援対象とすること。

また、携帯電話事業者に対して中継基地局等の整備にあたっての住民への事前 説明の実施を義務付けるとともに、国民に対して電磁波が人体に与える影響や電 波防護指針に定める数値の安全性について広く周知を図ること。

(3) 情報通信基盤整備に伴い事業者に支払う共架料について、地域の実情に即したものとなるよう、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」を見直すこと。

2. 地上デジタルテレビ放送への完全移行

(1) 地上デジタルテレビ放送への完全移行に際しては、全ての市民が放送を受信できるよう、国及び放送事業者の責任において、中継局の整備並びに共聴施設の改修など受信環境整備について対応を促進するとともに、移行後においても、低所得世帯等を対象とする受信機器購入等に対する支援措置を継続すること。

特に、電波障害のある地域等の条件不利地域や新たな難視聴地域においては、 CATVの活用や中継局及び共聴施設の整備・維持管理・改修など、難視聴地域 解消への対策に万全の措置を講じること。

(2) 地上デジタルテレビ放送への移行が円滑なものとなるよう、高齢者世帯等の地上デジタル放送未対応世帯を対象とした戸別訪問や相談会の実施など、国民への説明を徹底すること。

また、移行後においても地上デジタル放送に関する問い合わせについて、総務 省テレビ受信者支援センターが直接対応できるようにすること。

なお、受信環境の整備が整うまでの間、アナログ放送の停波期限を延長することを検討するなど、適切な対策を講じること。

- (3) CATV事業者に対し、地上デジタル放送のみの再送信サービスの提供について、一層働きかけること。
- 3. ICTを利活用した地域の安全・安心の確保や地域経済の活性化、医療・福祉・教育等の分野におけるサービス開発等、都市自治体が地域の実情に沿ったICT施策を推進できるよう、必要な人材の育成とノウハウの提供、都市自治体への財政支援等、ICT施策推進に係る支援制度の充実を図ること。

また、地域情報プラットフォームを活用した情報システムの導入に対する財政措置を講じること。

4. 災害時等においては、医師や救急隊が必要な個人の医療情報を取得することができるよう、必要な措置を講じること。

また、基礎自治体と登記所間における事務の効率化を図るため、登記情報の電子 通知については、固定資産税システムに容易に取り込み可能なものとなるよう、環 境整備を推進すること。

- 5. 公的個人認証サービスに基づく電子証明書の有効期限を、住民基本台帳カードの 有効期限と同様の10年とすること。
- 6. 市町村合併等による市外局番と市町村区域の不一致の解消を図ること。

安全対策の充実強化等に関する提言

市民生活の安全対策の充実・強化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 北朝鮮による拉致問題について、「拉致問題の早期解決なくして日朝国交正常化 はあり得ない」という基本方針を堅持し、再調査の早期実施と被害者全員の即時帰 国の実現及び拉致の疑いが濃厚な特定失踪者等の行方の解明を含めた拉致問題の 真相解明に向け、政府を挙げて最大限の努力を行うこと。
- 2. 自衛隊は国土の防衛はもとより、災害派遣による安全・安心の確保に重要な役割を担うとともに、地域経済や地域社会、まちづくりに大きな影響を与えていることから、体制を堅持し、大規模災害にも対応しうるよう、一層の機能増強を図ること。
- 3. 防衛施設周辺における防音工事については、助成対象の拡充を図ること。 また、駐留軍等の再編に係る交付金制度については、その交付期間を延長すること。

合併市町村の振興等に関する提言

合併市町村における円滑な行政運営と計画的な地域振興等を図るため、国は、次の 事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

- 1. 合併市町村等に対する財政措置等について
- (1) 合併特例法及び合併新法等に基づき合併した市町村に対する普通交付税の合併 算定替等の財政措置や障害を除去するための措置については、国と地方の信頼関 係を損なうことのないよう確実に実施するとともに、これら特例措置の期間の延 長を図るなど、引き続き合併市町村における一体的な振興を図るための事業が実 施できるようにすること。
- (2)シルバー人材センターに対する財政措置を充実強化するとともに、市町村合併 に伴い統合した同センターの運営が安定的に行われるよう激変緩和措置を見直 すこと。

2. 合併特例債の延長等について

(1) 東日本大震災の被災市町村においては、市町村建設計画に基づく事業計画が大幅に遅れることが想定されるため、合併特例債の発行可能期間の延長措置を講じること。

また、被災していない市町村においても、厳しい財政事情や東日本大震災の影響等を踏まえ同様の措置を講じること。

- (2)公共施設の維持補修等地域の実情に応じた幅広い活用ができるよう充当範囲の拡大等、適切な措置を講じること。
- (3) 合併特例債のうち基金造成分の発行限度額を引き上げるとともに、償還後においては、それぞれの都市の実情に応じて活用できるようにすること。
- (4) 合併特例債の元利償還金に対する普通交付税措置について、所要額を適切に確保すること。

過疎対策の推進に関する提言

過疎対策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 過疎地域自立促進特別措置法は平成 27 年度末までの法期限となっているが、東日本大震災により被災市等の過疎債事業の大幅な遅れが想定されるので、延長を行うこと。
- 2. 過疎地域自立促進特別措置法に基づく地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補てん措置の対象業種に、改めてソフトウェア業を加えること。

住民基本台帳及び戸籍制度等の改善等に関する提言

住民基本台帳及び戸籍制度等の適切な運用のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 本人が住民票の写しや戸籍謄本等の交付状況を知り得る制度とすることや不正請求に対する一層の罰則強化を行うなど、個人情報保護のさらなる充実を図ること。
- 2. 住民基本台帳ネットワークシステムの維持管理や住民基本台帳カードの普及促進に要する経費に対し、十分な財政措置を講じること
- 3. 新たな外国人住民に係る住民基本台帳について
- (1) 政省令やシステム改修に伴う標準仕様書等の詳細な内容について、早急かつ適切な情報提供を行うとともに、新たな外国人住民に係る住民基本台帳の整備に要する経費等については、財政負担が生じないよう、十分な措置を講じること。また、新制度へ円滑に移行できるよう具体的なスケジュール等を早急に示すとともに十分な準備期間を設けること。
- (2) 外国人に対して、新制度の周知・啓発を行うなど、その運用に支障が生じないよう、財政措置等を含め万全な措置を講じるとともに、通称名の取扱い基準について、統一的な運用を定めること。
- 4. 外国人住民を対象とした日本語教育等の充実、外国人の子どもを受け入れる公立 学校への支援、外国人学校の法的位置づけの明確化、より一層明確な「外国人受入 れ方針」の策定、その方針を推進する組織の設置など外国人に関する施策を総合的 に推進するとともに、新たな在留カードの常時携帯義務の見直し、各種申請等に係 る義務年齢の引上げ等、在留外国人の負担軽減を図ること。
- 5. 民法第772条第2項いわゆる300日規定にかかる出生届について、実情に即して 受理することができるよう法改正を含め所要の措置を講じること。
- 6. 養子縁組制度を悪用した虚偽の養子縁組の届出を未然に防止するよう、法改正を

含め適切な対策を講じること。

人権擁護の推進等に関する提言

人権擁護の推進を図り、住民の基本的人権を護るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 人権尊重の理念を啓発し、差別や虐待などの人権侵害を防止するとともに、被害者を救済するため、実効性ある人権擁護・人権救済制度を早期に確立し、制度の積極的な周知を図ること。
- 2. 人権問題に関する国民の正しい理解と認識を深めるため、人権教育及び人権啓発 の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、人権意識の高揚に向けた人権教育及び啓発の 一層の推進を図ること。

また、国の委託啓発事業について、委託対象の拡充等、地方公共団体の要望を踏まえた制度の充実と委託費の適切な措置を講じるとともに、地方公共団体が実施する事業について、必要かつ十分な予算措置を講じること。

- 3. 人権擁護委員活動の活性化に向け、研修の充実や、予算の確保など必要な措置を講じること。
- 4. インターネットにおける人権侵害を予防するため、より実効性のある制度を確立するとともに、全国の同和地区に関する地名の記載に対して、国の人権擁護機関が迅速に削除要請を行うこと。

また、民間事業者が行うマンション開発の候補地調査等については、人権に配慮したものとなるよう適切な措置を講じること。

- 5. 保護司活動が円滑に行われるよう、面接のための事務所等の整備・確保を図るとともに、保護司に対し必要な支援措置を講じること。
- 6. 裁判員候補者等に対して支給される日当については、個々の生活実態に応じて、 適切な額となるよう見直すこと。

子ども・若者の健全育成に関する提言

昨今、複雑多様化、深刻化が進む子ども・若者をとりまく問題に対する取り組みの 充実・強化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者支援地域協議会」や「子ども・若者総合相談センター」の運営費等に対し財政措置を講じるとともに、子ども・若者支援事業に対して必要な支援措置を講じること。
- 2.「毒物及び劇物取締法」等の関係法令の改正により、少年のシンナー等の薬物乱 用及び暴力団による密売等の違法な販売に関する取締体制を強化するとともに、薬 物の危険性・有害性について住民への啓発を行うこと。

北方領土の返還実現に関する提言

北方領土問題は、我が国における戦後最大の懸案事項であり、北方領土の返還実現は、全国民の多年にわたる悲願であることから、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 一日も早い領土問題の解決と平和条約締結に向け、国内外世論の喚起に努めつつ 強力な外交交渉を行うなど、引き続き最大限の努力をすること。
- 2. 北方領土問題に係る啓発運動を強化するとともに、返還運動の後継者育成と青少年教育に努めること。
- 3.「改正北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」及び「北方 領土問題等の解決の促進を図るための基本方針」に基づく施策の予算化や事業の実 施を推進すること。
- 4. 早期返還に向けた戦略的環境づくりのため、北方四島交流事業をはじめ、北方墓参、自由訪問などの支援等の交流等事業を着実に推進すること。
- 5. 北方領土周辺海域における漁業の安全操業の円滑な実現について、万全を期すこと。

地籍調査等及び統計調査の推進等に関する提言

地籍調査及び統計調査について、計画的・効率的な事業の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 地籍調査事業を円滑に推進するため、調査に係る職員の人件費を国庫補助の対象とする等、必要かつ十分な財政措置を講じること。また、山林部調査に係る技術的支援を行うとともに、土地所有者の追跡調査が円滑に遂行できるよう必要な措置を講じること。
- 2. 国勢調査や統計調査に係る都市自治体への委託費の算定については、地域の実情等に配慮するとともに、調査が円滑に実施できるよう、所要額を適正に措置すること。
- 3. 基幹統計調査について、統計調査結果の早期公表に向けた取り組みを推進するとともに、集計結果を市町村単位で活用できるようにすること。

また、調査を実施する市町村において、その調査結果が活用できるよう法制度を 見直すとともに、調査情報を利用するための手続きを各府省で統一し、簡略化する こと。

選挙制度に関する提言

選挙制度について、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 国政選挙に係る執行経費については、その事務の性質から地方自治体に負担が生じることがないよう、また、適切な選挙執行がなされるよう、適正な基本額の設定を行うとともに、所要額を適切に確保し措置すること。
- 2. 市区長選挙について、法に規定されたビラ(マニフェスト)の頒布枚数では不十分であることから、枚数の上限を見直すこと。
- 3. 選挙期間中におけるウェブサイトやブログの更新及び電子メール等の配信を可能とする等、選挙制度を見直すとともに、選挙経費の負担軽減を図ること。

都市税源の充実強化等に関する提言

都市の自主財源の根幹である都市税源を充実させるため、国は、次の事項の早期実現のため適切な措置を講じられたい。

- 1. 真の分権型社会の実現に向けた地方税体系の構築
- (1) 社会保障と税の一体改革及び住民自治を可能とする地方税財源の充実強化
- ① 社会保障と税の一体改革に当たっては、都市自治体が社会保障制度において果たしている役割を踏まえ、地方単独事業を含めて社会保障サービスを持続的に提供できるよう、地方消費税の拡充など税源の偏在性が少なく税収が安定的な地方税体系を構築するとともに、当該財政需要を的確に地方財政計画に積み上げ、必要な一般財源総額を確保することにより、都市税財源の充実確保を図ること。

また、「国と地方の協議の場」等において真摯な協議を行い、地方の意見を最大限尊重すること。

- ② 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による 国・地方の税源配分「5:5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。
- (2) 権限移譲に伴う税財政措置

国または都道府県から都市自治体への権限移譲に当たっては、税源移譲等による適切かつ確実な税財政措置を講じること。

- (3) 税制改正に際し地方の意見を反映できる仕組みの構築 地方税の課税主体は地方自治体であることから、税制改正の検討に当たっては、 地方が制度設計に参画し、地方の意見を十分反映できる仕組みを構築すること。
- 2. 地球温暖化対策など環境施策において都市自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、その役割等に応じた税財源を確保する仕組みとすること。
- 3. 個人住民税均等割については、広く住民が地域社会の費用を分担するものであり、 地方分権を支える重要な税であるという性格を踏まえ、その税率を引き上げること。
- 4. 固定資産税等の安定的確保

- (1) 固定資産税は、税源の偏在性も少なく、行政サービスの提供を支えるうえで重要な基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。
- (2) 国有提供施設等所在市町村助成交付金については、基地所在都市の厳しい財政 状況と固定資産税の代替的性格を考慮し、対象資産価格の100分の1.4に相当す る所要の予算額を確保すること。

また、現在対象となっていない事務所等施設について交付金措置をすること。

- 5. 諸税の課税制度の見直し及び充実確保
- (1)原動機付自転車に対する軽自動車税については、徴税効率が極めて低い現状にかんがみ、標準税率、課税方法等の課税制度の見直しを検討すること。
- (2) ゴルフ場利用税については、ゴルフ場所在地におけるゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源であることから、現行制度を堅持すること。
- (3)特別とん税については、港湾施設の整備に要する費用の増大等にかんがみ、税率を引き上げること。
- 6. 地方税における税負担軽減措置等については、税負担の公平確保の見地からより 一層の整理合理化を図ること。

特に、固定資産税の非課税、課税標準の特例措置については、抜本的に是正措置を講じること。

また、地方税収に影響を及ぼす国税における租税特別措置についても見直しを行うこと。

- 7. 東日本大震災の被災者に対する地方税等の減免措置については、統一的な基準を示すとともに、その減収額については、全額国費により財政措置を講じること。
- 8. 政令指定都市については、国・道府県道の管理その他の事務配分の特例が設けられ、これらの事務を行っているにも関わらず、所要額が税制上措置されていない状況にあり、地方分権改革のより一層の推進のため、事務配分を抜本的に見直したうえで、事務配分に見合った税制上の措置を講じること。
- 9. 課税・徴収体制等の改善について
- (1) 還付加算金の利率については、社会経済情勢を反映した利率となるよう見直し

を図ること。

- (2)公的年金からの個人住民税の特別徴収制度において、受給者の転出等に伴う徴収方法の変更に関して、事務の混乱が生じないよう速やかな徴収事務が可能となる制度の改善を行うこと。
- (3) 個人道府県民税の徴収取扱費の算定について、各市町村が取り組む納税環境の整備や徴収努力が反映された算定となるよう見直すこと。
- (4) 国税徴収法及び地方税法に定める第二次納税義務の範囲の拡大について検討をすること。
- (5) 相続又は贈与等に係る生命保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いの変更等 に伴う個人住民税の課税の取扱いについては、全国的な問題であることから、国 において還付期間を定める立法措置を講じること。
- (6) 固定資産税の評価事務について、改築家屋の再評価に関する評価基準を明示すること。

また、税の公平の観点から、課税客体の把握に資するよう地方税法等の見直しを行うこと。

- (7)軽自動車税の課税事務の効率化のため、必要なデータについては、電磁的方法により確実に提供されるようにすること。
- 10. 地方自治の根幹である税条例の改正について地方議会での議論の時間や住民への周知期間が十分確保されるよう、地方税法等の改正・公布の時期について配慮すること。

地方交付税総額の確保に関する提言

地方交付税は地方の固有・共有の財源であり、地方自治体の財政需要に対応した交付税総額が確保されなければならない。

よって、国は、安定的な地方財政運営が図られるよう、次の事項について積極的な 措置を講じられたい。

- 1. 都市自治体が直面している福祉、医療、子育て等社会保障、教育・安全などの経常的行政サービスや道路・橋梁、学校等の改修費用など避けることができない財政需要の増嵩を的確に地方財政計画に反映させ、必要な地方交付税総額を確保し、地方交付税の持つ財源調整・財源保障機能の強化を図ること。
- 2. 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率を引上げること等により解消を図るとともに、都市自治体の財源の予見可能性を向上させること。

また、これまで発行を余儀なくされた臨時財政対策債の元利償還金については、不交付団体を含め、確実に財源措置を講じること。

- 3. 地方交付税が、国から恩恵的に与えられているものでないことを明確にするため、「地方交付税」を国の特別会計に直接繰り入れ等を行う「地方共有税」に変更すること。
- 4. 基準財政需要額の算定に当たっては、都市自治体の財政需要の実態を反映し、算定費目の拡大、単位費用の引上げ等の見直しを行うこと。

また、地方再生対策費については、所要額を確保するとともに、真に財政状況の 厳しい地域に重点配分されるよう配慮すること。

5. 基準財政収入額については、算定額と実際の税収に乖離が生じた場合、適切な補 てん措置を行うこと。

また、不交付団体の税収が減収した場合においても、引続き行政サービスを維持できるよう、適切な財政措置を講じること。

6. 特別交付税の割合を段階的に引下げ、普通交付税に移行するに当たっては、自治体の財政運営に支障が生じることのないよう十分配慮すること。	都市

国庫補助負担金改革に関する提言

国庫補助負担金改革に当たっては、真の地方分権を実現していくために、地方の自由度を高め、自立した行政運営ができるよう、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 市町村向けの国庫補助負担金等の地域自主戦略交付金化に当たっては、次の措置を講じること。
- (1) 市町村向けの国庫補助負担金等の地域自主戦略交付金化の具体の設計に当たっては、先行する都道府県の運用状況を踏まえ、国と地方の協議の場等で都市自治体と十分協議し合意形成を図るとともに、その全体像を早期に明示すること。
- (2) 総額については、従来の国庫補助金等の総額を縮減することなく事業の執行に 支障が生じないよう、必要額を十分に確保すること。
- (3)配分については、継続事業や団体間・年度間の事業費の変動、条件不利地域等に配慮するとともに、地方交付税制度との整合性に留意し、予算編成等に支障が生じることのないよう、交付額を早期に明示すること。
- (4)対象事業については、市町村の自由裁量拡大に寄与しない義務的な国庫補助金等は対象外とすること。
- (5)地方の自由度を高める観点から、国の事前事後の関与を極力縮小するとともに、 手続等の事務負担の軽減を図ること。
- (6) 一括交付金化はあくまでも、国と地方の役割分担に応じた適正な税源配分が行われるまでの過渡的な措置とすること。
- 2. 国庫補助負担金については、地方分権の理念に沿って、国と地方の役割分担を再整理し、明確化した上で、真に国が責任をもって負担すべき分野を除き、廃止・一般財源化を行い、補助率の引下げや補助対象の縮減等地方への一方的な負担転嫁は断じて行わないこと。
- 3. 超過負担の解消を図るため、社会経済の実態に即した補助単価の見直し、補助対象範囲の拡大、交付時期等の改善、手続きの簡素化を行い、都市の自治体の財政運営に支障が生じないようにすること。

4. 国庫補助負担金を受けて整備された公共施設の廃止・解体、目的外転用などの処分について、地域の実情に応じた対応が可能となるよう一層の弾力化を図ること。

地方債等の充実・改善に関する提言

地方債等の充実・改善を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 生活関連社会資本等の整備を推進するため、所要の地方債総額を確保するとともに、長期・低利の良質な公的資金の安定的確保を図ること。
- 2. 公債費負担の軽減を図るため、公的資金の補償金免除繰上償還の措置がされているが、依然として公債費は高水準で推移しており、不交付団体も対象とするとともに、年利等の対象要件の緩和を図ること。

また、既発地方債の償還について、償還年限の延長及び財政措置の充実を図ること。

- 3. 地方債協議制度の見直しに当たっては、見直しの目的や内容について金融機関等に十分な説明と周知を図るとともに、都市自治体においては財政状況の格差が大きい現状にあることから、公的資金の確保に努めること。
- 4. 既存の起債充当率を引き上げるとともに、償還年限の延長等貸付条件を改善すること。

また、人口減少及び行財政改革等により供用廃止となった公共施設の解体工事等について、起債対象事業の拡充を図ること。

- 5. 臨時財政対策債の制度が存続する間は、不交付団体に対する発行可能額の制限措置を撤廃すること。
- 6. 宝くじの収益金の使途については、国が定めた事業に限定されているが、地域医療に資する病院再生の取組等、地域の政策課題に機動的に活用できるよう、使途の拡大を検討すること。

安定的な地方財政運営の確保に関する提言

都市自治体の安定的な地方財政運営に資するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 中期財政フレームの改訂に当たっては、まず、国が行政改革に取り組むとともに、 国と地方のプライマリー・バランスの黒字化の名のもとに、国の赤字の地方への付け替え等による地方公共団体への負担転嫁を行わないこと。
- 2. 都市自治体は、厳しい財政運営を強いられるなか、歳入面での改革として債権の 徴収強化に取り組んでいるところであるが、強制徴収権のない高等学校等使用料 (授業料)等の非強制徴収公債権や公営住宅使用料、学校給食費等の私債権の徴収 率は強制徴収公債権に比べ低水準にある。このため、財政面からの必要性だけでな く、受益者負担の公平性を図る観点から、各債権の徴収に係る制度の見直しを行う こと。

土木その他建設事業に係る市町村負担金制度に関する提言

土木その他建設事業に係る市町村負担金制度について、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 都道府県事業における市町村負担金や都道府県から市町村に対し一部負担転嫁されている国直轄事業負担金については、事業進捗状況及び積算根拠の明示、事前協議の充実等の手続面の改善はもとより、都道府県と市町村との役割分担に沿った見直しを行い、最終的には、必要な事業の財源を確保したうえで、これを廃止すること。
- 2. 都道府県事業等における市町村負担金に係る地方債発行額については、財政健全化法の健全化判断比率に影響を及ぼすことのないよう、その算入から除外すること。

国の制度創設等に伴う財源措置に関する提言

国の責任において実施されるべき「子ども手当」に代表される新たな制度創設や制度改正に当たっては、都市自治体の意見を反映させるため、事前に地方との協議を十分行うとともに、事務費を含め全額国庫負担とし、地方に財政負担や事務手続き上の過大な負担が生じることのないようにすること。

介護保険制度に関する提言

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 財政運営について

- (1)介護保険財政の健全な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって都市自治体の財政負担が過重とならないよう、十分かつ適切な財政措置を講じること。
- (2)介護給付費負担金については、各保険者に対し給付費の25%を確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化すること。

2. 低所得者対策等について

- (1) 低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、 財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこ と。
- (2) 重度心身障害者については、医療系サービスの必要度が高く、介護保険利用者 負担が高額になるため、国の負担により減免措置を講じること。
- (3) 認知症対応型共同生活介護事業所及び個室ユニット型老人ホームを利用する低所得者に対し、食費・居住費の一部を補助するなど、負担軽減措置を講じること。

3. 介護サービスの基盤整備等について

- (1) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、サービス基盤整備について、財政措置を含む必要な対策を講じること。 特に、平成23年度までの時限的な施設整備補助制度である「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」を平成24年度以降も継続させること。
- (2)介護保険制度について、介護保険事業計画に基づき、将来にわたって安定的かつ持続可能な運営が担保されるよう、いわゆる総量規制を維持すること。

4. 第1号保険料について

第1号保険料について、世帯概念を用いた賦課方法や保険料算定の在り方を含め、

より公平な設定となるよう見直しを行うこと。

5. 要介護認定等について

第1号被保険者証の交付については、第2号被保険者と同様に認定者及び交付を 希望する者とするなど、事務の効率化を図ること。

また、要介護認定が適正に反映されるよう見直しを行うとともに、介護状態が固定化している要介護5等の者の認定有効期間についてさらに延長し、事務の効率化を図ること。

6. 地域包括支援センター等について

- (1)地域包括支援センターについて、その機能が十分に発揮されるよう、職員確保 や研修などの対策を講じるとともに、十分な財政措置を講じること。
- (2)地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の在り方について、実態に即した見直しを行うこと。

7. 介護報酬について

- (1) 平成 24 年度以降の次期介護報酬の改定に当たっては、保険料の水準に留意しつつ、地域の実情に応じた報酬体系とするとともに、適切な人材の確保、サービスの質の向上等を図るため、都市自治体の意見を十分踏まえて適切に報酬を設定すること。
- (2) 前回の改定によって措置された「介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策 (介護報酬3%増)」及び平成21年度補正予算における「介護職員処遇改善交付 金」に伴う保険料の上昇分については、利用者及び保険者の負担増とならないよ う、継続的な措置を講じること。

また、介護職員改善交付金事業については、恒久的な措置とするとともに、対象職員を介護職員以外の職種にも拡大すること。

8. 東日本大震災関係について

(1)被災者の介護サービスに係る利用料について、被災者個人に係る保険適用外の 自費対応分を必要な期間、公費負担とするなど、引き続き財政的支援を図ること。 また、避難生活を余儀なくされている要援護高齢者等に対して、グループホーム等への入居や健康管理等のケアを行うなどの支援を充実強化すること。 (2)被災した介護保険事業所について、復興に向けた全面的支援を早期に講じるとともに、介護保険施設について、24時間即応体制を確保するため、災害時における非常用発電設備・給水設備等の整備に係る財政的支援を含めた対応策を講じること。

9. その他

- (1) 今後の介護保険制度の見直しに当たっては、混乱を招かないよう都市自治体と 十分協議するとともに、十分な準備期間を設け、国民への周知徹底を図ること。 また、次期介護保険事業計画策定のための情報提供を速やかに行うこと。
- (2) 若年性認知症に対する支援制度を確立すること。
- (3) 障害者支援施設等の介護保険適用除外施設が所在する市町村の負担に対する支援措置を講じること。
- (4)介護予防及び重症化予防の観点から、生活支援サービスについて、介護保険給付の対象として維持すること。
- (5) 医療依存度の高い要介護者が、必要な介護・医療の両サービスを円滑に受けられるようにすること。

国民健康保険制度等に関する提言

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医療制度改革について

(1) 医療制度改革を実施するに当たっては、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向けて、国の責任を明確にした上で、都道府県を保険者とし、市町村との適切な役割分担のもと、国保制度の再編・統合等を行うこと。

また、その再編・統合の時期については、早期かつ確実に実現するため、当該 施行時期を明確に示すこと。

なお、新たな制度への移行に際しては、被保険者や現場に混乱を招くことのないよう、都市自治体の意見を尊重するとともに、十分な準備・広報期間を設けること。

- (2)後期高齢者医療制度の廃止に伴い、市町村の負担増は決して招かないよう、国の責任において万全の対策を講じること。
- (3) 新制度発足に伴って発生・波及するシステム経費等については、超過負担を招かないよう必要な額を確実に確保すること。

また、新たなシステム設計については、新制度が円滑に運用できるよう、都市 自治体の意見を十分に踏まえ、国の責任において構築すること。

2. 国民健康保険制度について

(1) 新制度に移行するまでの間、国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、都 道府県と市町村の適切な役割分担のもと国保の広域化を推進するとともに、国庫 負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担におい て、実効ある措置を講じること。

特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、国保財政安 定化支援事業については、実態に即した見直しを行うこと。

- (2)制度改革等に伴う国保財政への影響を考慮し、電算システムの改修経費等について必要な財政措置を講じること。
- (3) 国保保険料(税)の収納率による普通調整交付金の減額措置を廃止すること。

- (4)各種医療費助成制度等市町村単独事業の実施に伴う療養給付費負担金及び普通 調整交付金の減額措置を廃止すること。
- (5) 特定健康診査・特定保健指導について
- ① 国保に義務付けられている特定健康診査・特定保健指導については、地域の実態を踏まえ適切に実施できるよう支援策を講じるとともに、国保と被用者保険等との円滑な連携の仕組み等を整備すること。

また、特定健康診査等の充実を図るため、検査項目や基準単価について、実態に即した見直しを行うとともに、都市自治体が実施している総合的な健康づくり事業について、支援策を講じること。

- ② 特定健康診査・特定保健指導の実施率等による後期高齢者医療支援金の加算・減算措置を撤廃すること。
- (6) 度重なる制度改正等により、市町村の事務負担が増加していることから、事務の効率化を図ること。特に、資格を喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整について、被保険者を介さず保険者間において直接処理できるよう措置を講じること。
- (7) 出産育児一時金について、平成22年度の国庫負担割合を維持すること。 また、産科医療補償制度について、補償原資の状況等を踏まえ、必要な見直し を行うこと。
- (8)被保険者の資格情報等について、被用者保険の保険者が資格喪失の情報を国保保険者に通知するとともに、それに基づき職権処理できるよう、制度化すること。
- (9) 国保保険料(税)の統一的な減免制度を拡充するとともに、必要な財政措置を 講じること。
- (10) 前期高齢者財政調整制度により財政影響が生じている保険者に対し、支援措置を講じること。
- (11) 特別調整交付金のうち「その他特別の事情がある場合」の交付基準を明確化すること。
- (12) 被保険者間の負担の公平を確保するため、連帯納税義務など実効ある保険料徴収対策を講じること。
- (13) 医療費適正化を推進するため、医療機関等へのジェネリック医薬品の安全性や 有効性の周知・啓発を行うなど、実効ある対策を推進すること。
- (14) 精神・結核の保険優先化等に伴う国保財政の負担増について、必要な財政措置を講じること。

- (15) 葬祭費に対する財政措置を講じること。
- 3. 後期高齢者医療制度について
- (1)後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、保険料の上昇を抑制する措置を引き続き継続するとともに、国の責任において十分な財政措置を講じること。
- (2) 平成 24 年度保険料改定において保険料増が見込まれる場合、国の責任において十分な財源措置を講じること。
- (3) 健康診査・保健指導について、財政措置を拡充すること。

4. 東日本大震災関係について

- (1) 避難生活の長期化により避難者の医療費の増加が予想されることから、国保療養給付費等の国庫負担について、保険者負担分を含めた総合的な財政支援措置を講じること。
- (2) 国保の資格取得、喪失届を避難先の自治体で届出事務が行えるよう特別な措置を検討すること。

少子化対策に関する提言

少子化対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 子ども・子育て新システムについて
- (1)「子ども・子育て新システム」の制度化に当たっては、国の責任において確実 に財源を確保するとともに、地域の実情に応じた施策が展開できるよう都市自治 体の裁量に委ねること。

特に、国と地方の役割分担や費用負担のあり方等については、国と地方の協議の場等において、実施主体となる都市自治体の意見を十分尊重したうえで制度設計を行うこと。

- (2) すでに都市自治体は地域の実情に応じた様々な子育て施策を推進していること を踏まえ、全国一律の現金給付と保育サービスをはじめとする子育て関係経費 (現物給付) とのバランスにも十分配慮すること。
- 2. 都市自治体が少子化対策を効果的に展開できるよう、次世代育成支援対策交付金等について、交付要件を地域の実態に即した水準に改善するとともに、その総額を確実に確保すること。
- 3. 安心こども基金について、平成 24 年度以降も継続し、一層充実した財政措置を講じること。

4. 子ども手当について

- (1) いわゆる「つなぎ法」失効後の制度については、国の責任において、早急にその姿を示すとともに、国と地方の協議の場等において、国と地方の信頼関係に基づき、真に実効ある協議を行ったうえで制度設計すること。
- (2) 現金給付である子ども手当については、システム整備等の事務費や人件費を含め、全額国庫負担とするとともに、都市自治体の事務負担を極力軽減すること。 また、保育料、給食費等の未納問題に対応するため、公平・公正の観点から、必要に応じて子ども手当を未納の保育料等の徴収すべき子育て関係費用に充て

ることができるよう法律に明記すること。

- (3) 税制改正による地方の増収分については、これが一般財源であることに鑑み、 その使途を国が事実上強要することはあってはならず、都市自治体がこれまで実 施してきた各種子育て支援策の更なる充実・発展等に自主的に充てることなどを 含め、地方の裁量に委ねるべきであること。
- 5. 少子化に関する国民意識を高めるため、更なる啓発活動を行うこと。

6. 保育対策について

- (1)保育所待機児童の解消や耐震化を含む保育所施設整備等のため、地域の実態を 十分に踏まえ、財政措置の拡充を図ること。
- (2) 多様な保育サービスの提供や保育所の適正な運営を確保するため、保育所運営 費等について地域の実情に即した十分な財政措置を講じるとともに、児童福祉施 設最低基準の適切な見直しを行うこと。

また、一時預かり、事業所内保育等を安定的に実施できるよう財政措置の拡充を図ること。

- (3) 保育所徴収金基準額について、保護者・自治体の負担や地域の実態を考慮しつ つ、保育料の無料化対象を拡大するなど、子育て家庭の負担軽減を図ること。
- (4)保育所統合により廃所となった施設の活用・解体費用について、財政支援措置を講じること。
- (5) 保護者負担の公平性等を確保するため、口頭や文書による徴収事務を認可私立 保育所へ委託できるよう児童福祉法等の改正を図ること。
- (6) 幼保一体化の制度設計に当たっては、地域の実情に応じた施策を実施できるようにするとともに、都市自治体に新たな負担が生じないよう十分な財政措置を講じること。

特に、こども園については、地域の実情や利用者のニーズに応じた制度とする ため、都市自治体に裁量権を与えること。

7. 放課後児童対策等について

(1)「放課後児童健全育成事業」及び「放課後子ども教室推進事業」について、一体的に推進できる体制を整備するとともに、運営実態にあわせた財政措置の拡充を図ること。

また、両事業に参加する児童やスタッフを対象とした傷害保険制度等を創設すること。

- (2) 現行の「放課後児童健全育成事業」について、十分な財政措置を講じるとともに、障害児受入れや補助基準の基準開設日数・児童数等について、地域の実態に 柔軟に対応した運営を確保するなど、放課後児童対策の更なる充実を図ること。
- (3) 児童の安全確保及び適正規模による児童厚生施設等の運営のため、施設の創設時だけでなく、建替え時等においても児童厚生施設等整備費補助金の補助対象とすること。
- 8. 児童扶養手当における所得制限限度額を緩和し、一部支給停止措置を見直すとともに、給付費の地方負担に対して、十分な財政措置を講じること。

また、児童扶養手当と公的年金の併給の在り方について、関係機関の連携や子育て支援の視点等を踏まえ検討すること。

- 9. 父子家庭についても、「母子及び寡婦福祉貸付金」の対象とするなど、父子家庭も含めたひとり親家庭に対する施策の充実を図るとともに、所要の財源措置を講じること。
- 10. 母子家庭自立支援給付金事業について、十分な財政措置を講じること。また、高等技能訓練促進費については、平成24年度以降も継続すること。
- 11. 児童虐待の防止対策を推進するため、加害者への更生プログラムの義務付けをは じめ、児童の迅速な安全確認のため必要な情報提供の義務化や現行の手続きの見直 し等について、関係法令の整備を含む必要な措置を講じること。また、都市自治体 の実態に応じた支援策を講じるとともに、財政措置の拡充を図ること。
- 12. 子どもの医療費無料化制度を創設すること。
- 13. ひとり親家庭及び寡婦に対する医療費助成制度を創設すること。
- 14. 妊婦健康診査の公費負担について、妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図るため、十分な財政措置等を講じるとともに、恒久的な制度とすること。

- 15. 出産育児一時金について、平成22年度の国庫負担割合を維持すること。
- 16. 経済的な理由により入院助産を受けることができない妊産婦を対象とする入院助産制度の助産施設に、診療所を加えること。

17. 東日本大震災関係について

(1) 震災により通常どおりの保育所運営ができなかったことに伴う保育所保育料の減免の取扱いについて、国の指針を示すこと。

また、被災地から転入した児童を受け入れる保育所については、人的配置が必要であることから、これに係る支援措置を講じるとともに、避難元の保育所に在籍のまま、休所扱いで広域入所対応とすること。

(2)被災した保育所等の児童福祉施設について、復興に向けた全面的支援を早期に 講じるととともに、24時間即応体制を確保するため、災害時における非常用発電 設備・給水設備等の整備に係る財政的支援を含めた対応策を講じること。

保健福祉施策に関する提言

保健福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 生活保護制度について

- (1) 社会保障の観点も含めた生活保護制度の抜本的な改革に早急に取り組むこと。 その際、国と地方の協議の場等において十分協議し、都市自治体の意見を尊重す ること。
- (2)国の責任において、生活保護の適正化に向けて必要な法改正等を行うとともに、 稼働可能層に対する就労自立支援策を講じること。
- (3) 生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障する ナショナルミニマムに関わる事項であることから、本来全額国庫負担とすべきで あること。

なお、当面の緊急的な措置として、急激な生活保護世帯の増加によって生じる 大幅な地方負担の増加に対して所要の財政措置を講じること。

(4) 生活保護基準について、全国的な整合を図りつつ、社会・経済・生活環境の変化や地域事情を反映させるべく見直しを行うこと。

その際、夏季加算の創設、老齢加算の再導入についても検討すること。

- (5)精神障害者に対する生活保護費の障害者加算の認定について、身体障害者と同様に、障害基礎年金の受給権を有する場合は、精神障害者福祉手帳又は国民年金証書のいずれかにより行うよう改善すること。
- (6) 地理的条件の悪い地域に居住する生活保護受給者が日常生活上の用に供する自動車の保有が可能となるよう制度の改善を図ること。
- (7)被保護者とのボーダーライン層にある者や就労可能な被保護者を対象とする、 自立・就労に向けた効果的かつ集中的な支援の仕組みについて検討すること。
- 2. 民生委員の担い手の確保と、活動しやすい環境づくりのため、その処遇改善を図るべく、関係法令の見直しを行うこと。
- 3. 原子爆弾小頭症患者の生活実態を十分に把握し、当該患者が生涯安心して生活を

営むことができるよう、実態に即した支援措置を講じること。

- 4. 原子爆弾被爆者の原爆症認定制度については、被爆者が高齢化していることにかんがみ、当該制度を早期に見直すとともに、認定に係る審査をより一層速やかに行うよう努めること。
- 5. 中国残留邦人等に対する老齢基礎年金を補完する支援給付について、経費の全額 を国が負担すること。
- 6. 隣保館をはじめとする社会福祉施設の整備及び管理運営について、実情に沿うよう財政措置の充実を図ること。
- 7. 社会的に孤立化した高齢者等の住民の保護等に対応するため、行政において職権 処理等ができるよう、国の責任において法整備を行うなど、早急な対応策を講じる こと。
- 8. 東日本大震災関係について

避難者に対する生活保護費については、全額国庫負担とするなど、受入自治体の 負担とならないよう財政措置を講じること。

障害者福祉施策に関する提言

障害者福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講 じられたい。

1. 障害者自立支援法について

(1) 新たな障害者制度に移行するまでの間、障害者の自立と社会参加に向けた施策 の充実を図るため、自立支援給付及び地域生活支援事業について、自治体間格差 を解消するとともに、超過負担が生じないよう、地域の実態を踏まえ、十分な財 政措置や制度の見直しを図ること。

また、サービス利用者の公平性の確保に配慮しつつ、利用者負担等について一層の軽減策を講じること。

- (2) 事業者が安定的な事業運営及びサービス提供が可能となるよう、サービスの利用実態等を十分踏まえ、必要な措置を講じること。
- (3) 自立支援医療について、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担の軽減措置と同様の措置を講じること。
- (4) 精神障害者の地域生活移行を支援するため、日中活動系サービスの体験利用が 可能となるよう支援制度の拡充を図ること。
- (5) 補装具に係る改良・開発技術の向上を考慮しながら、補装具の対象種目について、適時適切な見直しを図ること。
- 2. 新たな障害者制度の構築に当たっては、性急な変更により現場に混乱を招かないよう、十分な準備期間を設けたうえで、関係者や都市自治体の意見を十分反映し、 国民が理解しやすい安定した制度とすること。

また、障害者が個々のニーズに基づいた支援を受けられるよう利用者負担に配慮するとともに、制度移行に係る経費も含めて十分な財政措置を講じること。

3. 制度改正に当たっては、事業の円滑な推進を図るためにも、都市自治体と十分協議し、その意見を尊重すること。また、制度改正等に伴う電算システム改修経費等について、十分な財政措置を講じるとともに、速やかな情報提供を行ったうえで、必要な準備期間を設けること。

- 4. 精神障害者に係る公共交通運賃及び有料道路料金について、割引制度を設けるとともに、身体障害者及び知的障害者に係る運賃割引等の利用制限の撤廃や利用手続きの簡素化等について、関係機関へ要請すること。
- 5. 重度障害者の医療費について、財政措置の拡充を図ること。 また、単独事業として実施している医療費助成に対する療養給付費負担金等の減 額措置を廃止すること。
- 6. 発達障害児等の早期発見・早期療育に係る都市自治体の事業について、十分な支援措置を講じること。
- 7. 障害児通園施設と保育所、幼稚園を併せて利用する場合や複数の児童を療育する場合等について、保護者負担の一層の軽減措置を講じること。
- 8. 障害者等が障害者用駐車スペースを円滑に利用できるよう、「パーキングパーミット制度」の全国的な導入を図ること。
- 9. 東日本大震災関係について
- (1)避難者への障害者自立支援法による自立支援給付に係る費用について、受入自治体の負担とならないよう全額国庫負担とするなど、財政措置を講じること。また、避難生活を余儀なくされている障害者等に対して、グループホームへの入居や健康管理等のケアを行うなどの支援を充実強化すること。
- (2) 障害福祉施設について、災害時にライフラインの優先復旧等を行うこと。 また、施設の 24 時間即応体制を確保するため、災害時における非常用発電設備・給水設備等の整備に係る財政的支援を含めた対応策を講じること。

地域医療保健に関する提言

地域医療保健の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医師確保対策について

(1)産科医・小児科医・外科医・麻酔科医等をはじめとする医師、看護師等の不足 や地域間・診療科間等の医師偏在の実態を踏まえ、国の主要施策である質の高い 医療サービスの安定的な提供を実効あるものとするとともに、地域を支える医 師・看護師等の絶対数を確保するべく即効性のある施策及び十分な財政措置を早 急に講じること。

また、病院勤務医及び看護師等の労働環境の改善を図るための支援策及び十分な財政措置を講じること。

- (2) 医学部定員の更なる増員等により、医師・看護師等の絶対数を確保すること。
- (3) 医師等の不足が深刻な特定診療科や救急医療において、医師・看護師の計画的な育成、確保及び定着が図られるよう、実効ある施策及び十分な財政措置を講じること。

また、産科・小児科医の集約化・重点化にあたっては、拠点病院である公的病院に適切な配慮を行うこと。

(4) 医学部入学に際し、実効ある「地域枠」を設けること。

また、地域医療を担う医師を養成するための「奨学金制度」等の創設や医学部における「専門講座」の設置を促進させるとともに、十分な財政措置を講じること。

- (5) 看護師・助産師等医療を支える専門職の養成・確保及び地元への定着等を図るため、養成機関の充実や労働環境の改善等適切な措置を講じるとともに、財政措置等の充実を図ること。
- (6) 育児休業後の円滑な職場復帰等、女性医師等の医療従事者が継続して勤務できる環境を整備するなどの支援策を講じること。
- (7) 新医師臨床研修制度の導入による医師不足への影響や問題点の検証を踏まえ、 地域医療が維持・確保できるよう当該研修制度の改善を図ること。
- (8) 医師に一定期間、地域医療従事を義務付けるなど、医師を地方に派遣する仕組

みについて検討すること。

2. 自治体病院等について

(1) 自治体病院をはじめ地域の中核病院について、地域の実態に応じた医療の確保 や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じるとともに、規模の縮 小及び廃止を余儀なくされている病院等に対し、適切な措置を講じること。

また、病院事業債等について、繰り上げ償還等の条件を緩和するなど、地方財政措置の拡充を図ること。

- (2) 自治体病院等の耐震化及び老朽化に伴う建替えや改修等に対し、十分な財政措置を講じること。
- (3) 地域医療の確保に支障が生じることのないよう、公立病院改革ガイドラインを推進すること。
- (4) 自治体病院の医師及び看護師の定員を一般職とは別枠とするよう、集中改革プランに係る定員管理の適正化計画の見直しを行うこと。
- (5) 地域医療の再生の取組に資する財源調達手段として、宝くじの収益金を活用することについて検討すること。
- (6)病診連携を促進するため、電子カルテの広域化等、医療分野のIT化を推進すること。

3. 救急医療について

(1) 小児救急医療をはじめとする救急医療及び周産期の医療体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。

また、軽症患者の時間外受診への対応やかかりつけ医療機関への受診励行等、救急医療従事者の負担を軽減するための対策を講じること。

(2) 第三次医療機関・救命救急センターについては、ドクターヘリの導入を促進するなど適切かつ迅速に救急医療が受けられる高速搬送体制を整備し、地域格差のない救命救急医療体制を充実するとともに、財政措置の拡充を図ること。

4. がん対策について

(1) がん対策の一層の充実を図るとともに、「がん対策基本計画」における受診率を達成できるよう、都市自治体が実施するがん検診事業に対する十分な財政措置を講じること。

- (2) 女性特有のがん検診推進事業を継続するとともに、国の責任において、適切かつ十分な財政措置を講じること。
- (3) がん医療の均てん化の促進や専門的ながん医療の提供のため、地域がん診療連携拠点病院について、十分な財政措置を講じること。

5. 予防接種について

- (1)子宮頸がん、インフルエンザ菌 b型 (H i b)及び小児用肺炎球菌ワクチン等、WHOが推奨する予防接種について、早期に定期接種として位置付けること。 また、任意接種ワクチンを希望する全て者が接種できるよう、安定供給のための対策を講じること。
- (2) 自治体の公費助成や法定接種化に伴う費用負担が急激に増加することが予想されることから、国において、自治体負担の軽減のための十分な財政支援策を講じること。
- (3) 国民が等しく接種できるよう、国において、十分な普及啓発を行うこと。
- (4) 今後発生する恐れのある新型インフルエンザ等の感染症対策については、国と地方自治体の役割分担、関係機関による連携の仕組みを構築するとともに、財政負担の明確化を図り、国の責任において万全の措置を講じること。

また、国民や都市自治体に対する情報提供を正確かつ迅速に行うべく、的確な広報・啓発等を実施すること。

- (5) 日本脳炎予防接種の差し控えにより接種機会を逃した者について、計画的に接種を進めるとともに、当該接種費用について、財政措置を講じること。
- (6) ポリオの予防接種ワクチンについて、早急に不活化ワクチンの接種を可能とすること。
- (7) 医学的判断により生後6ヶ月以降1歳に達するまでの期間に行われるBCG接種について、定期接種として位置付けること。
- (8) 平成20年度から5年間の時限措置として実施されている麻しん予防接種について、十分な財政措置を講じること。
- 6. 各種医療費助成制度について、都市自治体の規模や財政状況等による格差を解消 し、国の責任において、国民が公平に医療給付を受けられるようにすること。 また、すでに実施している各種医療助成について、十分な財政措置を講じること。

7. 不妊治療に係る経済的負担を軽減するため、特定不妊治療費助成事業における対象治療法の範囲等を拡大するとともに、必要な支援措置を講じること。 また、不育症に係る治療費等についても、必要な支援措置を講じること。

- 8. 線維筋痛症や脳脊髄液減少症など難病に指定されていない疾患について、患者家庭の精神的・経済的負担の軽減等、総合的な難病対策を確立するため、特定疾患治療研究事業等における対象疾患の範囲等を拡大するとともに、必要な財政措置を講じること。
- 9. 住民検診に係る高額医療機器の整備について、財政措置の充実を図ること。
- 10. 東日本大震災関係について
 - (1)被災した公立病院等について、早期の復旧支援と十分な財政措置を講じること。
 - (2) 病院及び在宅療養患者について、災害時にライフラインの優先復旧を行うとともに、医薬材料及び燃料等を優先的に確保すること。
 - (3)被災者の避難地における各種健(検)診等保健事業に係る費用については、全額国庫負担とすること。
 - (4) 各自治体が、災害時の即応分として購入し備蓄している医薬品等は、使用期限 があることから定期的に買い替えをする必要があるので、被災した場合の当面の 初期救急を担う分の医薬品等を備蓄していくための経費について、国庫補助制度 を設けること。
 - (5) 長期的な停電にも対応した在宅医療機器が必要であるため、国において、既存医療機器に接続できるバッテリー等の開発や増産を促進するとともに、医療保険での対応や障害者自立支援法での対応等により、医療機器の使用者に対する給付を推進すること。

国民年金に関する提言

国民年金の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 将来に向けて持続可能な年金制度を構築するため、最低保障年金を含め、その在り方について国民的な議論を行ったうえで、適切な見直しを行うこと。
- 2. 受給資格を満たせない無年金者及び定住外国人無年金者に対し、国の責任において一定の救済措置を講じること。
- 3. 国民年金事務費交付金について、超過負担が生じないよう適正に交付すること。
- 4. 国民年金に関する資格の取得及び喪失等に係る職権適用範囲を拡大し、被保険者の届出等を簡素化すること。
- 5. 年金事務所について、専任職員を配置するなど、都市自治体からの照会に対して 適切かつ十分な対応ができる体制の整備を図ること。

また、年金給付関係事務については、年金請求書の受理等事務を年金事務所に統一し、窓口の一元化を図ること。

6. 高齢者の所在確認等を行うため、日本年金機構と都市自治体が必要な情報交換ができるよう法的な整備を推進するとともに、都市自治体が権限に基づき立ち入り調査等ができるよう必要な措置を講じること。

水道事業に関する提言

安全、安心な水道水の供給及び公営企業財政の健全化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 安全で安定した水道水の供給を図るため、水道施設の耐震化事業、老朽化した施設の再構築事業等について、採択基準及び資本単価を緩和するとともに、財政措置の拡充等を図ること。

また、海底導水管(鋼管フランジ形)更新事業について、老朽管更新事業の補助 対象とすること。

2. 上水道への統合を含む簡易水道施設整備事業について、地域の実情に応じた採択要件に見直すとともに、十分な財政措置を講じること。

また、統合後の上水道については、健全経営が維持できるよう財政措置を拡充すること。

さらに、市町村合併に伴う水道施設の統廃合を円滑に実施するため、適切な財政 措置を講じること。

- 3. 計量法における水道メーターの検定有効期間について、延長を図ること。
- 4. 東日本大震災関係について

地震災害用の水道施設応急復旧用資器材の備蓄については、一事業体では限度があるとともに、災害時においては当資器材の調達が困難となり、早期の復旧が図れないことから、水道施設応急復旧用資器材の備蓄及び災害における資器材の調達を円滑に行えるよう備蓄対策と制度の確立を図ること。

雇用就業対策に関する提言

雇用就業対策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 地域の実態を踏まえた雇用創出を図るため、緊急雇用創出事業、重点分野雇用創造事業及びふるさと雇用再生特別基金事業を継続・拡充するなど、引き続き雇用対策の充実を図るとともに、十分な財政措置を講じること。
- 2. 雇用調整助成金制度を拡充するとともに、十分な財政措置を講じること。
- 3. 職業能力開発促進センターについては、再就職促進・人材育成など地域に大きく 貢献していることを十分に考慮し、引き続き国の責任においてその機能を維持する こと。
- 4. 高卒・大卒就職ジョブサポーターや新卒応援ハローワーク等の就職支援策を着実に実行するとともに、新規学校卒業予定者等に対する就職支援を一層強化すること。
- 5. 中小企業と若手人材との雇用のミスマッチ解消に資する雇用対策を実施すること。 また、職業系高校への専攻科の設置や職業訓練施設に対する支援の強化など、事業者が必要とする人材の育成事業の確立を図ること。
- 6.介護・福祉等の分野における再就職・能力開発対策及び建設労働者の雇用確保対 策等を着実に推進し、雇用の維持を図ること。

また、季節労働者対策を進めるため、通年雇用の促進、公共事業の平準化等による冬季雇用の拡大及び建設事業主等の取組みへの支援の充実・強化を図ること。

なお、季節労働者に対する雇用保険の特例一時金については 40 日の暫定措置を 堅持すること。

7. 経済関係団体及び事業者等に対し、雇用の維持・確保、内定取消しの防止、社員 寮等の継続的使用などへの対応について、更なる指導・要請の徹底を図ること。

- 8. シルバー人材センター事業に対する十分な財政措置を講じること。
- 9. 営利を目的とせずに高齢者等の就労を促進する団体と役務提供の随意契約が行えるよう、関係法令を改正すること。
- 10. 公正な採用選考を図るための雇用主等への啓発・指導を強力に進めるとともに、公正採用選考人権啓発推進員制度の充実を図ること。
- 11. 非正規労働者等の生活が安定するよう、待遇改善に向けた必要な措置を講じること。
- 12. 東日本大震災関係について

被災地等における緊急雇用創出事業を拡充するなど、被災者雇用施策を講じること。

廃棄物・リサイクル対策に関する提言

廃棄物・リサイクル対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な 措置を講じられたい。

1. 総合的な廃棄物政策について

- (1) 多様な廃棄物に係る低コストのリサイクル技術を開発するとともに、リサイク ル製品の流通体制の確立と需要の拡大を含めた総合的な廃棄物再生利用対策を 強力に推進すること。
- (2) 有害性・危険性などの視点から自治体による処理が困難な一般廃棄物について、 処理過程における安全性が確保されるよう製造事業者の責務を明確にするとと もに、製造事業者による製品の引取り及び処理について、法整備を行うこと。
- (3) 放置された産業廃棄物を早期に撤去するため、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の延長も含め、撤去等に係る財政措置の拡充等を行うこと。
- (4) PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の処理に係る財政措置の拡充を図るとと もに、更なる処理体制の整備等を行うこと。
- (5) 都市自治体が実施する不法投棄の監視強化対策に係る財政措置の拡充を図ること。
- (6) 焼却灰の資源化を促進するため、資源化技術の研究・開発に対する支援や受 入先施設の情報収集、都市自治体への情報提供等を行うとともに、焼却灰の資 源化処理に係る財政措置を講じること。
- (7) 乾電池や蛍光灯などの有害ごみについて、デポジット制の導入を図ること。
- (8) 適正な回収ルートで集められた古紙のみが製紙原料となるよう、必要な措置を講じること。

2. 廃棄物処理施設等について

(1) 循環型社会形成推進交付金について、所要額を確実に確保した上で、廃棄物処理施設の整備をはじめ基幹的改良や修繕等に係る支援措置を更に充実させるとともに、災害廃棄物用ストックヤードの整備事業を交付対象とするなど、都市自治体の実情に即したものとなるよう見直すこと。

(2) 廃棄物処理施設の解体撤去工事費について、解体のみの場合や跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合等に対しても財政措置を講じること。

また、当該施設の設置に関し、地域での紛争を回避するための必要な措置を講じること。

(3) 安定型産業廃棄物最終処分場の安全対策を強化するため、早期に関係法令の改正を行うこと。

また、廃棄物の最終処分場の確保について、必要な支援策を講じること。

3. 家電リサイクル制度について

- (1) 家電リサイクルに係る費用について、十分な財政措置を講じるとともに、対象品目の更なる拡大を図ること。
- (2) リサイクル費用については、製品購入時に支払う「前払い制」の仕組みに改めるとともに、消費者が預託するリサイクル費用を事業者が適正に管理運用できる仕組みを構築すること。
- (3) 不法投棄された廃家電製品に係る処理等については、拡大生産者責任の原則に 基づき、事業者に費用負担や撤去、運搬、処理等を義務付けること。

4. 容器包装リサイクル制度について

- (1) 拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化・明確化を図るとともに、 都市自治体と事業者との役割分担及び費用負担を適切に見直すこと。
- (2) 容器包装リサイクルに係る費用について、十分な財政措置を講じるとともに、 容器包装の範囲の周知徹底、飲料用容器等のデポジット制及びリターナブル容器 の普及等により、容器包装の発生抑制を図ること。
- (3) 設計段階から容器包装等の軽量化・分別・リサイクルに配慮した仕様等を事業者に義務付けるとともに、プラスチック製容器包装以外のプラスチック製品についても再資源化に向けた検討を行うこと。
- (4) プラスチック製容器包装の再商品化手法について、自治体の意向が反映されるよう見直しを行うこと。

生活環境等の保全・整備に関する提言

地域社会における快適で安全な生活環境づくりを推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地球温暖化防止対策を推進するため、新エネルギーの導入、省エネルギーや環境 にやさしい交通機関の普及・促進等総合的な対策について、財政措置を含め、支援 体制を強化すること。

また、長期的な温室効果ガスの削減目標の達成に向け、国、自治体が協力して取り組みを進められるよう、国と自治体の役割を明確にし、具体的で実現可能な工程を早急に示すとともに、国として先導的な役割を果たすこと。

2. アスベスト対策について

(1) アスベストに起因すると考えられる健康被害を受けるすべての住民を対象に、継続的な健診体制等を整備するとともに、当該費用について財政措置を講じること。

また、「一般環境経由による石綿ばく露健康リスク調査」の対象範囲を拡大するとともに、その実態を解明し、結果の公表を行うこと。

さらに、国で把握している住民の健康管理に資するための必要なリスク情報を 一元化し、公表すること。

- (2) すべての建築物におけるアスベストの除去等の改善措置に対し、十分な財政措置等を講じること。
- (3) アスベスト対策に係る環境基準を設定するとともに、大気中のアスベスト濃度 について、より正確かつ迅速に測定できる方法を開発すること。

また、トレモライト等新たに確認されたアスベストについて、輸入・流通経路・ 使用実態等の情報提供を適切に行うこと。

3. 浄化槽設置整備事業について、補助対象範囲の拡大及び財政措置の拡充を図ること。

また、合併処理浄化槽の普及促進に向け、財政措置の拡充を含め、支援措置を充実すること。

- 4. 地域における環境保全活動の推進について、財政措置の拡充を図ること。
- 5. 都市自治体が実施する特定外来生物の駆除事業等について、支援措置を講じること。
- 6. 世界遺産登録に向けた地域の取組に対し、更なる支援措置を講じること。
- 7. 東日本大震災関係について

東日本大震災において被災した合併処理浄化槽の個人設置者に対して、修繕経費に対する助成制度を設けること。

公立学校施設等の整備に関する提言

公立学校施設等の整備を推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 公立学校施設等の耐震化事業及び耐震補強事業と同一棟の改修工事等について、 必要な財源を確保するとともに、十分な財政措置を講じること。 特に、補助単価等については、地域の実態に即した見直しを行うこと。
- 2. 学校施設の耐震化を計画的かつ安定的に推進するため、地震防災対策の強化等に係る国の財政上の特別措置等を全国一律基準とするなど、現行制度を見直すとともに、その拡充を図ること。
- 3. 公立学校施設について、都市自治体が新増築・老朽化対策等を計画的に推進できるよう、補助単価等について、地域の実態に即した見直しを行うなど、財政措置の拡充を図ること。
- 4. 公立学校用地の購入・借上げに係る費用について、財政措置を講じるとともに、国有地の利用については、無償譲渡又は無償貸付とし、改築承諾料の徴収を廃止すること。
- 5.「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(通知)」等に定められている国庫納付返還金に係る諸規定について、都市自治体が当該学校施設を有効活用できるよう、一層の見直しを行うこと。
- 6. 小中学校の統廃合等に伴う経費について、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。
- 7. 社会教育施設等の耐震化事業等について、公立小中学校施設並みの財政措置を講じること。

義務教育施策等に関する提言

義務教育施策等の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 分権型教育の推進について

- (1)公立小中学校教職員の人事権について、広域的な人事交流の仕組みを構築するとともに、中核市をはじめとする都市自治体に所要の税財源措置と併せて移譲すること。
- (2) 都市自治体が地域のニーズに応じた独自の教育施策を展開することができるよう、学級編制権及び教職員定数決定権等を所要の税財源措置と併せて都市自治体に移譲すること。
- (3) 教育委員会の設置について、選択制を導入すること。

2. 教職員配置等の充実について

- (1)地域に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、少人数学級の推進等に向け、法改正等により学級編制及び教職員定数の標準を見直すとともに、所要の税財源措置を講じること。
- (2) 生徒指導等に配慮を要する学校への養護教諭、食育を推進するための学校栄養教諭及び教員の事務負担を軽減するための事務職員等の配置を改善すること。
- (3)帰国、入国児童生徒及び外国人児童生徒が在籍する学校への教職員配置等の充実を図ること。
- (4) 育児短時間勤務の実施に伴い、学校運営に支障を来すことのないよう、学級担任の確保等、常勤教員の補充について十分配慮すること。
- (5) 学校図書館の充実を図るため、専任の司書教諭を適切に配置するとともに、必要な財政措置を講じること。
- (6) 小学校外国語活動の円滑な実施のため、地域の実態に即した外国語指導助手等 の確保・配置に必要な支援策及び財政措置を講じること。
- (7) 不登校など教育上特別の配慮を要する児童生徒に対する適切な指導を行うため、 児童生徒支援教員等の加配の充実を図るとともに、適応指導教室への支援措置を 講じること。

- (8) 生徒指導上の問題に対応するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門職員について、学校の状況に応じ効率的な配置が可能となるよう、各種制度に基づく補助事業を統合すること。
- (9) コンピュータ教育の推進に向け、加配教員の配置や研修制度の強化等を行い、 指導者の充実を図ること。
- (10) 地域における子どもの見守り活動を定着させるため、スクールガード・リーダーの適切な配置及び財政支援措置を講じること。
- 3. 障害児等の学習環境の充実について
- (1)普通学級に在籍する障害児や、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥・多動性障害)等の児童生徒に対する教員、特別支援教育支援員等の適正配置や研修の実施に伴う人件費、施設整備費について、十分な財政措置を講じるなど、特別支援教育の充実を図ること。
- (2) 特別支援学級における児童生徒の定数の見直しを行うこと。
- (3)入退院を繰り返す児童生徒に配慮し、院内学級について入級手続きの簡素化を図ること。
- (4) 就学前における発達障害の症状の早期発見や発達障害のある者の状況に応じ適切な発達支援を行うため、保育補助員等の雇用・配置に係る財政措置を講じること。
- (5) 高等学校において、自立や社会参加に向けた教育を受けることができるよう、 関係法令等を整備したうえで、高等学校における特別支援教育の推進を図ること。
- 4. 小中一貫教育を推進するため、義務教育学校設置に係る法整備等を早期に行うこと。
- 5. 幼稚園・小中学校の統廃合に伴う都市自治体の財政負担等に対し、所要の支援措置を講じること。

また、高校遠距離通学者へ助成金を支給するなど、支援策を講じること。

- 6. 学校給食費の未納問題に対処するべく、必要な法整備等を行うこと。
- 7. 要保護・準要保護児童生徒就学援助費については、教育の機会均等の観点から、

十分な財政措置等を講じること。

8. 「放課後子ども教室推進事業」及び「放課後児童健全育成事業」について、一体的に推進できる体制を整備するとともに、運営実態にあわせた財政措置の拡充を図ること。

また、両事業に参加する児童やスタッフを対象とした傷害保険制度等を創設すること。

- 9. 幼稚園就園奨励費について、超過負担が生じないよう十分な財源を確保するとともに、保護者負担の軽減を図るため所得制限を緩和するなど、一層の支援措置を講じること。
- 10. 幼保一体化の制度設計に当たっては、地域の実情に応じた施策を実施できるようにするとともに、都市自治体に新たな負担が生じないよう十分な財政措置を講じること。

また、幼保一体化の推進の一環として、幼稚園を指定管理者制度の対象とすること。

- 11. 私立高等学校に係る高等学校等就学支援金について、一層の支援措置を講じること。
- 12. 全国学力・学習状況調査は、児童生徒の学力向上に役立てるため、国において、同一条件による悉皆調査として実施すること。
- 13. 公立高等学校の授業料無償化について、超過負担が生じないよう授業料収入相当額を全額国庫負担とすること。
- 14. 国民体育大会開催に伴う経費について、適切な予算措置を講じること。
- 15. 地域に開かれた学校づくりを推進するため、学校運営協議会制度及び学校評議員制度の実施に係る財政支援措置を講じること。

16. 独立行政法人日本学生支援機構の育英奨学事業について、能力がある者の奨学金貸与の希望に対応できるよう事業の充実を図ること。

また、大学生対象の奨学金制度については、成績条項を緩和し、無利子貸与枠の 拡充に十分に配慮すること。

- 17. 私立学校振興助成法に基づく私立高等学校及び私立幼稚園等に対する経常的経費の助成について、助成額を増額するとともに、十分な財政措置を講じること。
- 18. 子どもの基本的な生活習慣の定着のため、生活習慣病予防対策について、一層の充実を図るとともに、食育推進体制の確立を図ること。
- 19. 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付について、医療費の支給期間を延長すること。

また、生活困窮家庭の共済掛金に係るセンターへの国庫補助について、十分な財源措置を講じること。

- 20. 地方文化の振興を図るため、文化財等の保存・活用・調査等について、財政措置の拡充を図るとともに、県・市指定文化財に対しても、国において支援策を講じること。
- 21. 埋蔵文化財調査報告書のデジタル化について、早急に基準策定を行うとともに、 導入に当たっては、都市自治体に財政的負担が生じないよう配慮すること。
- 22. 東日本大震災関係について
 - (1)被災した指定文化財等の復旧、修理について、所有者の負担を軽減するなどの財政措置を講じること。
 - (2) 文化財の災害復旧について、「史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備費国庫補助要項」「重要文化財(建造物・美術工芸品)修理、防災事業費国庫補助要項」の弾力的な運用を検討し、復旧対策後の協議となった場合でも国庫補助の対象とすること。

まちづくり等に関する提言

まちづくり等の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 魅力ある都市づくりを実現するため、都市自治体が自主的・主体的な取組ができるよう、都市計画法及び建築基準法における権限を都市自治体に移譲すること。また、まちづくりや中心市街地の活性化に関する施策について、適切な財政措置を講じること。
- 2. 土地区画整理事業等について、採択要件の緩和、必要な財源の確保及び税制上の優遇措置を講じること。
- 3. 街路事業を着実に推進するため、安定的かつ十分な財源を確保し、地域特性を考慮した財政措置を講じること。
- 4. 連続立体交差事業及び関連するまちづくり事業に対して、地域の実情にあった財政支援措置を講じるとともに、採択基準の緩和を図ること。
- 5. 国土の均衡ある発展を図るため、関連する各種の国家的プロジェクト等を着実に 推進すること。
- 6. 不適切な残土処分行為等を規制するため、実効性のある法的整備を図ること。
- 7. 国から譲渡された法定外公共物の維持管理費について、財政措置を講じること。

下水道に関する提言

基幹的な生活環境施設として極めて重要な下水道の整備を効率的・効果的に促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 下水道の計画的な整備促進

(1)下水道事業の計画的な普及拡大並びに整備促進を図るとともに、老朽化する管きょ等下水道施設の改築・更新の促進が図られるよう、必要な財政措置を講じること。

また、社会資本整備総合交付金について、公共下水道事業の発注平準化が図られるよう必要な措置を講じること。

- (2) 平成 25 年度末に期限切れとなる合流式下水道改善事業は、事業の進捗状況等を踏まえ、その期限延長等柔軟に対応すること。
- (3)流域下水道事業について、市町村合併により単一の市町村となった後に新たな財政負担が生じないよう措置すること。
- 2. 国庫補助金等の交付を受けて取得した下水道未利用地の利活用を図るため、市単 独費で取得した用地との交換や国費の返還なしに用途変更等が可能となるよう包 括承認制度の要件を緩和すること。
- 3. バイオマスとしての積極的な利用促進を図るため、下水道乾燥汚泥の廃棄物該当性を緩和すること。

公共事業の充実に関する提言

公共事業を円滑に推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 社会資本整備総合交付金の充実
- (1) 社会資本整備総合交付金については、同交付金の目指す地方の社会資本整備が 計画的かつ効率的に実施できるよう、十分な予算を確保すること。

また、同交付金の配分に当たっては、社会資本整備が遅れている地域、財政力の弱い地域などにおいても、必要とする事業の執行に支障が生じないよう留意すること。

- (2) 同交付金の一部は地域自主戦略交付金に移行されたが、今後の具体的な制度設計に当たっては、地方の意見を十分踏まえ、同制度の明確化を図ること。
- (3) 同交付金制度の運用に当たっては、都市自治体が活用しやすい仕組みにするとともに、事務の簡素化に配慮すること。

2. 公共事業用地の確保

- (1)公共事業用地及び代替地取得を円滑に推進するため、譲渡所得に対する特別控 除額の引上げ等、税制上の優遇措置を拡大すること。
- (2) 土地開発公社経営健全計画の着実な推進を図るため、都市の置かれている財政 状況等を踏まえ、第三セクター等改革推進債をはじめとする財政措置の充実を図 ること。
- 3. 公共事業に係る補助金等の事務費については、直轄事業負担金の業務取扱費の廃止に係わらず、地方財政の実態を考慮し、地方の負担増とならないよう、引き続き安定的に確保すること。
- 4. 公契約において、適正な労働条件が確保されるよう、公契約法に関する基本的方針等を策定すること。
- 5. 公共土木施設の災害復旧等について

- (1) 東日本大震災により被害を受けた公共土木施設の早期復旧を図るとともに、被害実態を踏まえ、今後の震災対策方針を速やかに策定すること。
- (2)公共土木施設災害復旧事業の災害査定については、復旧までに要する期間を短縮するため、総合単価の適用範囲及び机上査定の対象範囲の拡大を図ること。

都市公園等に関する提言

緑と潤いある安全で良好な生活環境を形成する都市公園等の整備を促進するため、 国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 都市公園の整備を着実に推進するため、都市公園事業や緑地環境整備総合支援事業に対し、十分な財政措置を講じること。
- 2. 都市における緑地保全を図るため、歴史的風土特別保存地区の指定について、都市自治体の意向を踏まえ適切な措置を講じること。

また、保存樹林地等に対する相続税納税猶予制度等、土地所有者の負担軽減制度の見直しを行うとともに、買取りに対する財政措置を講じるなど、保存樹林地等の保全策を積極的に推進すること。

3.地域における歴史的景観や歴史的風致を維持するための支援制度の充実を図ること。

また、重要伝統的建造物群保存地区を目指した啓発活動や住民団体等のまちづくり活動等に対する支援措置を講じること。

雪寒地帯の振興に関する提言

雪寒地帯の振興のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 積雪時の除雪に係る支援制度の推進
- (1) 雪寒地帯における市町村道の除雪費に対し、安定的な財政措置を講じること。
- (2)建設業者所有の機械やオペレータの減少等に伴い、現状の除雪体制の維持が難 しくなっていることから、新規オペレータを育成するための支援策を講じること。 また、国が保有する除雪機械の無償貸与制度を拡充すること。
- (3) 豪雪時における災害救助法の適用対象の充実を図ること。
- 2. 雪寒指定路線の指定に当たっては、地域の実態に応じて弾力的な運用を図ること。
- 3. 雪寒指定道路以外の市道消雪施設整備及び除雪経費に対する財政支援を図ること。
- 4. 冬期間における主要幹線道路の確保のために、普通タイヤ車両の早期通行規制 や、積雪地以外のドライバーに対して雪道対策の啓発を行うこと。
- 5. 平成 23 年度末で期限切れとなる豪雪地帯対策特別措置法第 14 条及び第 15 条の期限延長を図ること。

道路整備財源の確保等に関する提言

都市生活を支える重要な基盤施設である道路の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 地方の計画的な道路整備のための財源確保について
- (1) 地方が真に必要とする道路整備が引き続き計画的に実施できるよう、地方の意見を踏まえ、必要な財源の充実強化を図ること。
- (2)地方の財政負担軽減に資する地方道路整備臨時貸付金制度の維持・拡充を図ること。
- 2. 有機的な道路ネットワーク整備のための財源確保について
- (1) 高速自動車国道、一般国道、地方道等による有機的なネットワークを形成し、 円滑な交通体系の確立を図るため、整備に当たっては、地域の実情を十分勘案して必要な財源を確保し、早期の完成を図ること。
- (2) 新直轄方式の高速道路については、地域の実情等を十分に勘案し整備促進を図るとともに、抜本的見直し区間の整備に着手すること。また、実質的な地方負担が生じないよう措置すること。
- (3) インターチェンジ及びアクセス道路の整備促進等を図ること。
- (4) 道路の拡幅、パークアンドライドなど渋滞解消対策を促進すること。
- (5) 市町村合併による地域間の交流・連携を図る合併支援道路や広域連携道路などの整備を促進すること。
- 3. 事業評価の実施に当たっては、交通量を基準とする評価手法だけではなく、救急 医療、地域活性化、安全・安心の確保など地域にもたらす様々な効果を総合的に評 価する仕組みを導入すること。
- 4. 橋梁等の道路施設の長寿命化が図れるよう、耐震化、維持補修及び架け替え等に対する財政措置の充実を図ること。
- 5. 道路整備に当たっては、環境に十分配慮するとともに、地域住民の意向を考慮す

ること。

6. 訪日外国人の利便性向上を図るため、道路案内標識等における外国語表記を推進すること。

運輸・交通施策の推進に関する提言

運輸・交通施策の更なる推進及び地域の振興を図るため、国は、次の事項について 積極的な措置を講じられたい。

1. 整備新幹線について

- (1)整備新幹線の建設財源を安定的に確保し、早期開業を目指すとともに、未着工 区間については早期の着工及び事業化を推進すること。
- (2)整備新幹線の建設費に対する沿線自治体の負担を軽減するよう、幅広い観点で の建設財源を確保すること。

2. 整備新幹線の並行在来線について

並行在来線のJRからの経営分離後も、安定的な経営を維持できるよう、事業運営に対する財政支援措置を講じること。

3. リニア実験線の早期完成を目指すとともに、完成後の実用化確認試験を着実に実施し、リニア中央新幹線の早期実現に向けて、関係自治体との調整や財政措置など適切な措置を講じること。

4. 鉄軌道の整備促進等について

- (1) 主要幹線鉄道、都市鉄道、地方鉄道及びLRT、フリーゲージトレイン等の鉄 軌道の利便性の向上及び整備促進に必要な財政支援措置を講じること。
- (2) 都市高速鉄道の早期建設及び路線延長や観光地間の公共交通網の整備など軌道系交通網の整備に対する補助適用及び補助制度の拡充を図ること。

5. 地方航空路線の維持等について

- (1) 地方航空路線が地方の産業・経済及び地域住民の生活に多大な影響を与えることを踏まえ、全国の航空ネットワーク及び地方路線の維持のための措置を講じること。
- (2)地方空港における就航便を確保するとともに、国際線の受け入れ強化や空港施設及び周辺地域の総合的な整備を促進し、空港を活用した地域振興策を積極的に

推進すること。

- (3) 国内線において、混雑空港から地方空港への発着枠については地域の事情を充分に勘案し優先的に配慮すること。
- 6. 高齢者、身体障害者等の移動の円滑化(バリアフリー化)について
- (1) 駅周辺における交通環境のバリアフリー対策や、公共交通事業者等が行うバリアフリー化整備事業に対し、必要な財政支援措置を講じること。
- (2) コ・モビリティ社会の構築のため、地域が独自に行う安全で安心な移動手段の 整備に向けた取り組みに対する一括的な財政支援を図ること。
- 7. 鉄道駅周辺地域における放置自転車等の解消を図るため、「自転車法」を改正し、 鉄道事業者に駅周辺への自転車等駐車場の設置を含む対応策を義務付けること。 また、駐輪場設置のための鉄道用地について、無償貸与とする等の適切な措置を 講じること。
- 8. 高速道路の料金改定を行う際には、地域の足として重要な役割を担うフェリー、 鉄道などの公共交通機関に与える影響を勘案した料金体制を構築するとともに、経 済、交通、環境等に考慮した総合的な交通体系を早急に構築すること。
- 9. 水上バイクによる死亡・傷害事故が多発していることから、違反行為を厳格に取り締まれるよう執行体制を強化するとともに法令及びルールの周知徹底を図ること。
- 10. 海上保安対策及び放置船等対策
 - (1) 国民生活の安全・安心を守るため、沿岸警備・海上保安体制を強化すること。
 - (2) 船舶等の放置による漁業活動や環境、景観等への影響が懸念されることから、 監視・罰則を強化すること。
 - (3) 船舶の変更登録及び末梢登録等の申請時における状況確認を確実に行うとともに、地方自治体との情報共有を可能とする体制を構築すること。
 - (4)漁船については、登録時における廃船処理に関する費用の預託や誓約書の提出を義務付けること。

生活交通の維持に関する提言

生活交通を確保し、地域交通ネットワークを維持するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地域住民の生活に不可欠な移動手段を確保し、小規模な自治体でも安心して日常生活、社会生活が送れるよう、真に地域が必要とする公共交通ネットワークを充実するとともに、十分な財政支援の拡充を図ること。

また、交通基本法を早期に制定し、関連施策の着実な推進及び支援措置を拡充すること。

- 2. 厳しい経営状況にある地方鉄道に対し、健全な経営が行えるよう支援制度の拡充を図ること。
- 3. 地域住民の生活に必要不可欠であり、最も身近な交通機関である地方バス路線、コミュニティバス路線等に対し、安定的に維持できるよう恒久的な財政支援を講じること。
- 4. 島しょ部の生活交通として欠かせない航路を確保していくことができるよう、離島航路整備政策の抜本改革を速やかに実現するとともに、離島航路の維持・確保に向けて、積極的かつ恒久的な財政支援を講じること。
- 5. 地域の実情にあった交通体系の構築を促進するため、LRTをはじめとする新しい交通システムの導入に向けた支援の充実強化を図ること。

港湾・海岸の整備促進等に関する提言

国民生活・産業活動を支える重要な社会資本である港湾・海岸保全等の整備促進を 図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 港湾整備事業及び海岸整備事業の促進を図るため、必要な予算を確保すること。
- 2. 総合的な防災・減災対策の強化・促進
- (1) 地震、津波、高潮及び台風等の自然災害から国民の財産・生命を守り、迅速な災害復旧等を可能にするため、ハード・ソフト一体となった港湾・海岸における総合的な防災・減災対策を強化・促進すること。

特に、東日本大震災による大津波の被害を詳細に検証したうえで、津波・高潮対策事業を早期に実施するとともに、その強化を図ること。

- (2) 海陸にわたる防災拠点として港の機能強化を推進するとともに、大規模災害発生時において、国を含めた港間連携協働体制の早期確立を図ること。
- 3. 我が国経済の活性化を図り、民需・雇用の創出に資するため、重要港湾及び地方 港湾の物流機能の強化を図り、総合的な物流基盤施設及び幹線臨港道路の整備の推 進を図ること。
- 4. 侵食が進んでいる海岸について、浸食対策への技術的支援を講じるとともに、離岸堤の整備など海岸浸食対策事業に対し財政措置の充実を図ること。

また、被災箇所周辺の海岸については、速やかに海岸浸食対策事業に着手ができるよう関係省庁の枠を超えて対応すること。

- 5. 海面処分場を確保するため、廃棄物埋立護岸の整備を促進すること。
- 6. 老朽化した港湾施設の有効活用を図るため、維持補修に対する財政措置の充実を 図ること。
- 7. 漂着・漂流ごみ対策

- (1)市町村が漂着・漂流ごみの適正処理に要した経費に対し、地域の実態を踏まえ、 平成24年度以降も引き続き財政措置を講じるとともに、海岸漂着物に係る関係 法令の整備を行うこと。
- (2) 漂着・漂流ごみ等の一斉清掃活動等の啓発・普及に努めること。
- (3) 諸外国による海洋不法投棄を防止するため、日本海沿岸諸国と不法投棄防止対策や適正処理について多国間での協議を行うこと。

また、先に採択した三カ国共同行動計画を確実に実効あるものにすること。

治水事業等の推進に関する提言

国土の保全と水資源の供給、河川環境の保全等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 気候変動等で多発している大規模水害や、局地的大雨等による河川の氾濫・洪水から住民生活を守ることができるよう、危機管理体制の充実強化を図るとともに、 治水設備の整備・改修やハザードマップの作成など災害の未然防止に向けた抜本的な対策を検討し、所要の財政措置を講じること。

また、河川の上流から下流までの総合的な治水対策事業や、準用河川の改修事業等の着実な推進が行えるよう、財政措置の拡充を図ること。

2. 急傾斜地崩壊対策事業等の着実な整備促進を図るため、所要の財政措置を講じること。

また、土砂災害特別警戒区域における対象住民に対する支援措置の更なる拡充強化を図り、住民の安全確保のため、情報伝達システムの構築や避難警報装置及び防災設備の整備に対する財政措置を講じること。

- 3. 水利権については、水資源を長期的かつ安定的に確保するため、小水力発電をはじめとする水需要に合わせた水利使用調整など弾力的な運用を促進すること。
- 4. 特定多目的ダムの建設に要する費用の負担について、基本計画の変更による増額 が当初予定とかけ離れた負担額となることのないよう、負担限度額設定等の措置を 講じること。
- 5. ダム事業のあり方については、各地域の実情等を勘案し、地域住民にとって安心、 安全が確保されるよう十分な治水対策を講じること。

また、既存ダムの改修等について、所要の財政措置を講じること。

6. 都道府県の収入となっている流水占有料等については、河川流域都市の置かれている状況を踏まえ、法改正等により当該都市にも財源配分が可能となるよう制度を

見直すこと。

住宅・建築施策に関する提言

良好な住宅の供給及び管理体制の整備等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 住宅新築資金等貸付事業への支援について
- (1) 住宅新築資金等貸付事業については、補助基準の緩和措置及び補助対象の拡充を図るとともに、貸付金の償還完了まで必要な財政措置を講じること。

また、貸付事業を行った市町村の実態把握に努め、適切な措置を講じること。

- (2) 住宅新築資金等貸付金回収業務を行う一部事務組合等への支援を拡充すること。
- (3) 住宅新築資金等貸付事業における償還業務について、償還指導等に係る住民情報及び資産情報等を円滑に取得できるよう関係法令の整備を図ること。
- 2. 指定確認検査機関制度について、改正の効果や問題点を適切に把握するとともに、 更なる制度改正等の必要性について検証すること。なお、その際、国、地方公共団 体、指定確認検査機関、事業者等の各主体の役割と責任、費用負担のあり方を明確 にするよう特に留意すること。
- 3. 下水道未整備地域において、同一敷地内で複数の住宅を建築する場合、住宅ごとに合併浄化槽を設置することとされている。このことが、水洗化促進を阻害する原因の一つとなっていることから、浄化槽に係る建築基準法(施行令)の基準を緩和すること。
- 4. 住宅及び建築物の耐震化・長寿命化について
- (1) 住宅及び建築物の耐震化を促進するため、耐震改修工事の技術開発及び中小施工業者への技術支援を行うとともに、耐震化に係る補助率の引き上げ、要件の緩和等の財政措置を拡充すること。
- (2) 市営住宅をはじめとする公共施設の長寿命化を推進すること。
- 5. 管理放棄された住宅等については、住民の安全を守る観点などから、地方公共団体等が直接かつ容易に解体撤去等が行えるよう法整備を行うとともに、その費用に

ついて財政措置を講じること。

観光に関する提言

観光は関連する産業のすそ野が広く、地域経済への波及効果の大きい分野であることから、地域の観光産業の振興を図るため、国は次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 観光立国の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、観光振興策に対する財政支援措置を講じること。
- 2. 外国人観光客を積極的に受け入れるため、観光地へのアクセスや案内板等の外国 語表記の充実などのインフラ整備を推進するとともに、必要な財政支援措置を講じること。
- 3. スキー観光産業活性化のため、パブリシティを活用する等観光振興を図るとともに、索道等のスキー観光設備の維持管理等に対する支援を行うこと。

農業の振興に関する提言

農業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 農業者戸別所得補償制度の推進

(1) 農業者戸別所得補償制度の実施に当たっては、農業者等が安心して取り組むことができるよう必要な財源を確保するとともに、生産現場等が混乱することのないよう、継続的かつ効率的に実施するための関係法令を整備すること。

また、地域や品目ごとの価格・収入の変動に対するセーフティネット策を講じること。

- (2)制度の円滑な運用のため、農業者に対する説明や広報活動を充実させるとともに、都市自治体の事務負担を軽減すること。
- (3)地域が独自に推進してきた振興作物の生産や品質向上の取組などが後退することのないよう、単価の設定など地域の実情が反映されるような制度とすること。 また、中山間地域等の小規模農家にはメリットが少なく推進が難しいことから、 小規模農家にも配慮した制度とすること。
- (4) 新規需要米及び加工用米は、国が責任を持って販路・需要拡大に取り組むとともに、農業者の生産拡大に向けた支援策を講じること。

2. 農業農村整備事業の推進

- (1) 東日本大震災により被災した農地・農業用施設等の速やかな復旧のための支援を強力に推進すること。
- (2)農業生産基盤整備及び農村生活環境基盤整備等を計画的かつ円滑に推進するため、農業農村整備に係る諸施策の継続及び拡充並びに財政措置の充実強化を図ること。

また、農業生産基盤及び農村生活環境基盤等の保全管理についても計画的かつ 円滑に推進できるよう保全管理に係る制度を拡充するとともに、必要な予算を確 保すること。

(3) 頻発する災害に対する備えを強化し、安全で快適な農村をつくるため、農地と農業用施設の防災対策の充実強化を図ること。

- 3. 家畜伝染病対策及び畜産・酪農経営安定対策の充実強化
- (1) 家畜・畜産物の広域的な流通環境において、ひとたび伝染性疾病が発生した場合、急速かつ広範囲にまん延し、その被害が甚大となる恐れがあることから、感染経路の研究や新薬の開発などを進めるとともに、事前対応型の防疫体制を整備すること。

また、再発防止のため、国産飼料の自給率向上を図ること。

(2) 家畜伝染病の発生時における早期の封じ込めを実現するため、更なる法制度の 整備を行うとともに、マニュアルの整備や諸外国との連携など、危機管理体制の 強化を図ること。

また、防疫資材及び機材を備蓄・配備するとともに、迅速に検査が行えるよう 簡易検査キットの導入や全国単位での検査機関の設置など診断体制の充実を図 ること。

(3) 家畜伝染病の発生により、風評被害を含めた損失や影響を被った畜産農家や地域経済の再建及び活性化を図るため、地域の実情に応じたきめ細かな措置を講じるとともに、必要な支援措置を講じること。

また、都市自治体が独自に行う防疫対策や経営支援対策等に対しては財政措置を講じること。

(4) 牛乳消費量の伸び悩みや飼料の高騰など畜産・酪農業を取り巻く環境が厳しいことから、配合飼料価格安定対策を推進するとともに、自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を行うため、国産飼料の生産・利用に向けた取組を一層推進するなど、更なる経営安定対策を講じること。

また、肥育素牛への導入助成等を実現すること。

4. 鳥獣被害防止対策の推進

(1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応し、鳥獣被害緊急総合対策を平成 24 年度以降も継続的な制度とするとともに、駆除・防除対策等に関する財政支援の充実を図ること。

また、捕獲鳥獣を地域資源として活用した製品の生産及び流通に対する支援措置を講じること。

(2) 野生鳥獣による農林作物の被害が激増しているため、森林の生態系等環境問題とも連携した駆除・防除対策の調査研究を行うとともに、省庁間を超える横断的

な体制を構築し、根本的かつ効果的な被害防止対策を講じること。

また、住民に被害が生じるおそれがある緊急時等における対処を可能とするため、狩猟制度及び関係法令の見直しを行うとともに、狩猟者の負担軽減等、捕獲の担い手を確保するために必要な措置を講じること。

5. 食の安全・安心確保対策

- (1) 家畜伝染病に対する防疫体制の強化や風評被害防止に関する万全の対策を講じるとともに、地方自治体等が独自で実施する防疫対応への財政措置を講じること。
- (2) 消費者の信頼確保を図るため、牛海綿状脳症(BSE)対策に関するリスクコミュニケーションを十分図る等、食の安全・消費者の信頼確保対策を推進すること。

6. 地産地消の推進

- (1) 学校給食等における地産地消の推進や6次産業化に向けた財政支援措置の一層の拡充を図ること。
- (2) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金による農産物直売所、地域食材供給施設等の整備を推進するため、既に市街地を形成している地域も含めるよう農山漁村活性化法の見直しを行うこと。
- 7. 国産農産物の価格安定対策を強化するとともに、生産・流通コスト低減のための取組に対する支援等を推進し、生産者の経営安定と所得の向上を図ること。
- (1) 自然災害や価格下落に対するセーフティネット措置として、農業災害補償制度の運用改善を行うとともに、より農業者の経営安定に資する制度を構築すること。
- (2) 地域特産物を取り巻く消費・価格低迷等の厳しい環境に対して、経営安定や消費拡大等の総合的な振興策を講じるとともに、新品種・新技術の研究開発の一層の充実強化を図ること。

8. 農業統計データの整備

農業産出額のデータ公表は、今後の農業政策策定に当たって各市町村との比較分析等が行えるよう、市町村別データも公表すること。

9. 中山間地域等をはじめとする農山村の活性化

(1)中山間地域等直接支払制度については、手続きの簡素化や要件の緩和、財政措置の充実強化など、制度の更なる見直しを行うこと。

また、過疎化や高齢化が進行している「水源の里(いわゆる限界集落)をはじめとする農山村の振興・活性化を図るための諸施策の推進及び財政支援措置を充実強化するとともに、農商工連携の推進及び都市と農山村の交流促進に必要な措置を講じること。

なお、農業・水保全管理支払交付金及び環境保全型農業直接支払制度については、平成 24 年度以降も継続するとともに、制度の更なる充実・強化及び必要な予算の確保を図ること。

(2) 耕作放棄地等の解消に向けた再生・利用の取組に対する支援を充実すること。

10. 都市農業振興施策の充実

- (1)都市と農地・農業との調和を図り、都市農業が有する多面的機能を強化するため、都市における農地等の確保・保全対策を講じるとともに、都市農業の振興施策を拡充すること。
- (2) 都市農地を適切に保全するために、市街化区域内の農地に関する固定資産税の 特例及び農地の有効利用を促進する貸付における相続税等の納税猶予等、税制上 の措置の拡充を図ること。
- (3) 農住組合制度について地域の実情を踏まえた制度の見直しを図ること。
- 11. 農業振興地域制度及び農地転用許可制度について、農用地の確保に配慮したうえで、地域の実情を踏まえた柔軟な対応が可能となるよう地方の裁量の拡大や運用基準の緩和を図るとともに、事務手続きの簡素化、迅速化を図ること。
- 12. 生産者による過剰作付及び消費者の食生活の多様化、人口減少・少子高齢化など引き続く需要減による米価下落に対応するための措置を講じること。また、食料自給率向上に向けた抜本的な対策を早急に講じること。

13. 経済連携協定等のあり方に係る適切な対応

(1)環太平洋戦略的経済連携協定 (TPP) 交渉参加の検討に当たっては、国内の 農業に及ぼす影響を十分考慮し、喫緊の課題である震災からの復旧・復興と食料 自給率の向上や農業・農村の振興などに支障が生じないよう配慮するとともに、 十分な国民的議論を経たうえで、慎重に対応すること。

併せて、農業再生の基本方針において具体的実効性のある対策を明示し、農業 関連施策の一層の充実を図り、持続可能な力強い農業を確立すること。

- (2) WTO農業交渉等に当たっては、従来の「多様な農業の共存」を基本理念として、非貿易的関心事項への配慮など日本提案の実現を目指し、上限関税設定の導入の阻止、重要品目の数の十分な確保など適切な国境措置を確保すること。
- (3)経済連携協定(EPA)や自由貿易協定(FTA)交渉においては、国内の農業や地域経済に及ぼす影響を踏まえ、米や小麦等の重要品目を関税撤廃の対象から除外すること。
- 14. 個々の担い手が抱える経営課題等に対応することができるよう、都市自治体が実施するソフト事業等に対する財政支援を行うとともに、集落営農の組織化について助成対象作物の拡大及び育成のための支援措置の充実を図ること。

また、農作業機械の更新及び施設等の維持に係る財政支援措置を講じるとともに、農業者年金の保険料補助の対象を拡充とすること。

15. バイオマス利活用の推進・普及を図るため、財政措置を拡充すること。

林業の振興に関する提言

森林の有する地球温暖化防止との多面的機能の確保を図るため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 森林整備等の推進

- (1) 国土保全、水源涵養、地球温暖化防止、景観形成など森林が持つ多面的機能を 継続的に維持・発揮するために必要な財源を確保するとともに、里山の保全機能 等を有する竹林の整備に係る支援措置を講じること。
- (2) 森林整備のための担い手の確保、育成事業の推進を図るとともに、私有林の整備については森林所有者等が取り組みやすい有効な手法を導入すること。
- (3) 森林の整備・保全に当たっては、必要な財源を確保し間伐や路網整備等を促進するとともに、森林再生に向けた財政措置を講じること。

また、病害虫防除対策を促進するとともに、環境に優しい防除方法を確立すること。

- (4) 国産材利用を推進するため、木造建築物に対する助成など、財政支援措置の拡充を図るとともに、採算の取れる森林資源の利活用に向けた支援策を講じること。また、木質バイオマス利活用等の推進・普及のための財政支援措置を拡充するとともに、森林環境教育の推進を図ること。
- (5)海外資本等による森林買収とそれに伴う大規模な伐採の規制や水源の保全を強化すること。

2. 鳥獣被害防止対策の継続

(1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応し、鳥獣被害緊急総合対策を平成 24 年度以降も継続的な制度とするとともに、駆除・防除対策等に関する財政支援の充実を図ること。

また、捕獲鳥獣を地域資源として活用した製品の生産及び流通に対する支援措置を講じること。

(2) 野生鳥獣による農林作物の被害が激増しているため、森林の生態系等環境問題とも連携した駆除・防除対策の調査研究を行うとともに、省庁間を超える横断的な体制を構築し、根本的かつ効果的な被害防止対策を講じること。

また、住民に被害が生じるおそれがある緊急時等における対処を可能とするため、狩猟制度及び関係法令の見直しを行うとともに、狩猟者の負担軽減等、捕獲の担い手を確保するために必要な措置を講じること。

水産業の振興に関する提言

水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 水産基本法に則り、水産業の経営安定・体質強化対策及び水産物の加工・流通・ 消費対策並びに水産資源の回復・管理対策の更なる充実強化を図るとともに、漁港 をはじめとする水産基盤整備を推進するため、十分な予算を確保すること。
- 2. 東日本大震災による被災地域の漁港等の漁業関係施設の早期復旧・復興を図るとともに、種牡蠣の確保等、他産地への影響に対する早急な対策を講じること。また、定置網等の漁具についても、激甚法に基づく災害復旧事業の補助対象とすること。
- 3. 資源管理・漁業所得補償対策については、地域の実情を踏まえた円滑な実施と漁業者の加入促進を図ること。
- 4. 漁業管理制度の的確な運用を促進するとともに、効果的かつ効率的な監視・取締体制を構築し、カツオ・マグロ類等の適切な資源管理を推進すること。

また、漁業調整の円滑な推進を図るため、漁業者間の相互理解や協議を促進すること。

さらに、関係各国との連携を強化し、魚種ごとの資源状況を踏まえた国際的な水 産資源保護対策を早急に講じること。

- 5. トドやアザラシ等の海獣により増大する漁業被害について、漁網の破損や漁獲物の食害に対する経費補填等、沿岸漁業と海獣との共存を可能にするような新たな制度を早期に創設すること。
- 6. 海外における市場動向等の情報収集を行うとともに、水産関係団体等と連携して 我が国の食文化やフグ等の調理法等の情報提供を促進し、水産物の海外市場の拡大 を図ること。

地域経済の活性化に関する提言

地域経済の振興及び活性化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 東日本大震災に係る緊急対策について

(1)被災した事業者及び当該事業者と取引のあった事業者の資金繰りの悪化に対応するため、政府系金融機関による各種保証制度や融資制度等の金融支援措置を拡充するとともに、都市自治体が独自に実施する支援施策に対して財政措置を講じること。

また、被災地等における雇用の創出を図るため、被災者や避難者の雇い入れを行った事業者に対する支援措置の充実を図ること。

- (2) 原材料供給の停滞による国内生産性の低下を避け、一日も早い復興を図るため、 国内の生産拠点に対して円滑に原材料を供給していくための対策を速やかに講 じること。
- 2. 地域経済や雇用を支える中小企業に対して、税制上の優遇措置や融資制度の拡充 等の支援措置の充実を図るとともに、都市自治体が独自に実施する地域経済の振興 策について財政措置を講じること。

また、国は、成長産業への支援の充実を図るとともに、家畜伝染病の発生により 疲弊した地域における経済再建・活性化など、地域の実情を踏まえた経済対策やき め細やかな施策を総合的かつ継続的に講じること。

3. 中小企業等対策

- (1) 中小企業者等による地域資源を活かした新分野進出などを促進するため、農商工連携・産学官連携について、支援制度の確立と充実を図るとともに、後継者不足などの課題を抱える伝統工芸品産業についても、支援措置を講じるなど、引き続き総合的な中小企業対策を実施すること。
- (2) 中小企業経営の安定化と成長を図り、地域経済の維持・発展を促進するため、 セーフティネット保証制度等について、十分な保証枠を確保するとともに、認定 基準の緩和、保証料の軽減や手続きの迅速化など、制度の充実を図ること。

- (3)地域経済の自立的発展を促進するため、商工組合中央金庫及び日本政策金融公庫による中小企業への金融機能の維持・充実を図ること。
- 4. 地域経済を活性化するため、企業誘致に対する財政措置の充実強化を図るとともに、企業立地が一層促進されるよう、企業立地及び進出環境の更なる改善を図ること。
- 5. 平成 24 年度末に期限切れとなる「離島振興法」について延長するとともに、抜本的な法改正を行うこと。特に、島民が安心して住み続けることができる生活環境を整備するため、国の役割を一層強化するとともに、外海離島や内海離島のそれぞれの島の実情に応じた各種施策を国・県・市町村のそれぞれの明確な役割のもとで展開すること。

また、離島における生活交通や産業振興に不可欠な離島航路を維持するため、現行の支援制度を地域の特性及び実情に配慮した制度に見直すこと。

さらに、海外資本による離島の土地買収を規制するための法整備や水源保全の強 化等を図ること。

- 6. 電源立地地域対策等の充実強化
- (1) 電源立地地域対策交付金について、交付期間の恒久化と交付限度額等の拡充を 図るとともに、事務手続きの簡素化を図ること。

また、電気の安定供給に寄与する本交付金については、弾力的に活用できるよう制度の改善を図ること。

- (2)「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」に基づく財政措置の 拡充を図ること。
- 7. 省エネルギーの促進・新エネルギーの開発及び導入の促進
- (1)地球温暖化対策と環境分野への投資による景気対策の両面から、太陽光発電や 風力発電など新エネルギー導入を積極的に推進するため、住宅用発電設備の設置 などに対する財政支援措置の拡充を図ること。
- (2) 地球温暖化対策と大気汚染防止に有効である電気自動車の普及促進を図るため、 急速充電器の設置に対する支援措置を講じるとともに、高速道路のサービスエリ アへの設置については、国が主導して行うこと。

- (3) 低炭素社会の実現のため、小水力発電施設設置における関連法令の整備など、その普及促進に向けた対策を講じること。
- 8. 地域再生基盤強化交付金について、地域再生計画事業の完了まで必要な財政措置を講じること。

また、地域活性化が見込まれると判断できる事業については、地域の目線に立ったきめ細やかな事業等に活用できるよう交付金等による財政措置を講じること。

- 9. 総合特区制度について積極的な推進を図るとともに、十分な財政措置を講じること。
- 10. PFI制度に基づく国庫補助事業の採択実績を増やすとともに、補助対象の拡大、 財政支援の拡充やPFI制度を導入しやすい環境の整備を図ること。
- 11. 自転車競技法・小型自動車競走法における競輪・オートレースの場外車券売場の設置許可の条件に、地元自治体及び議会の同意を必須要件とするよう法改正を行うこと。
- 12. 持続可能な地域振興を目的としたジオパークに対し、世界ジオパークネットワーク加盟に向けた支援など、必要な財政支援措置を講じること。
- 13. 公共施設等の活用を希望する民間企業者等に対する財政支援措置を拡大するとともに、未活用公共施設のデータバンク機能など幅広く有効な活用ができるような対策を講じること。
- 14. 亜炭廃坑に起因する鉱害については、地域住民の安全な暮らしを確保し、将来の不安を解消するため、危険個所の調査や地盤強化等による陥没の予防など抜本的な対策を講じること。

地方消費者行政の推進に関する提言

消費者行政の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 地方消費者行政活性化基金の期限後においても、地方における消費者行政の強化・推進を図るため、情報ネットワークの整備や一元的な体制整備、消費生活相談を担う人材の育成などに対する必要な財政措置を継続すること。
- 2. 消費者の商品選択肢の拡大や信頼度の向上を図るため、輸入果汁の原料原産地表示を義務付けること。